

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

令 0 6 原 機（も） 2 7 0
令 和 6 年 1 1 月 1 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範（公印省略）

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ 福井県敦賀市白木 2 丁目 1 番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和 5 8 年 5 月 2 7 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和 6 年 1 1 月 1 日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 杉本 達治 敦賀市長 米澤 光治 滋賀県知事 三日月 大造 岐阜県知事 古田 肇
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 インターネットでの公開

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

高速増殖原型炉もんじゅ
原子力事業者防災業務計画

令和6年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

修正履歴

番号	年 月 日	内 容
—	平成 12 年 6 月 16 日	新規作成
1	平成 13 年 9 月 7 日	・ 中央省庁等改革に伴う名称変更 ・ その他記載の適正化等
2	平成 14 年 8 月 26 日	・ 地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・ その他記載の適正化等
3	平成 15 年 9 月 19 日	・ 地方公共団体の組織変更及び建設所内異動に伴う反映 ・ プラントデータ表示システム運用に伴う反映 ・ その他記載の適正化等
4	平成 16 年 9 月 17 日	・ 地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・ 緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・ その他記載の適正化等
5	平成 17 年 10 月 7 日	・ 国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・ 法人統合に伴う変更 ・ その他
6	平成 18 年 9 月 29 日	・ F B R センター組織変更に伴う変更 ・ 記載の適正化
7	平成 19 年 9 月 28 日	・ 機構内組織変更に伴う変更 ・ 地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・ 記載の適正化
8	平成 20 年 9 月 19 日	・ 法令改正に伴う変更 ・ 地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・ 原子力防災教育の充実 ・ その他記載の適正化
9	平成 21 年 9 月 18 日	・ F B R センター組織変更に伴う変更 ・ プラントデータ表示システム運用変更に伴う反映
1 0	平成 22 年 9 月 17 日	・ 人事異動に伴う変更 ・ 排気筒モニタ及び排水モニタの点検頻度の見直し ・ その他記載の適正化
1 1	平成 25 年 3 月 18 日	・ 原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正に伴う反映 ・ その他
1 2	平成 25 年 12 月 19 日	・ 原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正、原子力災害対策指針改正に伴う反映 ・ その他

修正履歴

番号	年 月 日	内 容
1 3	平成 27 年 3 月 27 日	・国の組織見直し等に伴う反映 ・機構組織改正及び敦賀地区組織改編に伴う反映 ・若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書との整合 ・その他
1 4	平成 28 年 3 月 28 日	・法人名称変更に伴う変更 ・第 4 章第 1 節 3. に警戒体制の解除等を追加 ・その他記載の適正化
1 5	平成 29 年 3 月 28 日	・防災基本計画及び原子力災害対策指針の修正に伴う反映 ・組織変更に伴う反映 ・その他記載の適正化
1 6	平成 29 年 12 月 22 日	・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第 2 条第 2 項の適用 ・原子力規制委員会内規「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）」の改正に伴う変更 ・その他記載の適正化
1 7	平成 30 年 11 月 16 日	・廃止措置段階における変更 ・組織変更に伴う反映 ・その他記載の適正化
1 8	令和 2 年 8 月 21 日	・EAL 事象説明の見直し ・安全上重要な構築物、系統又は機器一覧の見直し ・周辺住民に対する平常時の広報活動を追記 ・その他記載の適正化
1 9	令和 3 年 8 月 27 日	・火災・溢水による安全機器等の機能喪失について判断基準等を明記 ・原子力防災要員の人員の表記見直し ・警戒体制及び原子力防災体制発令時、並びに発令後における連絡経路の修正 ・その他記載の適正化
2 0	令和 4 年 4 月 1 日	・組織改正に伴う変更の反映 ・原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し ・その他記載の適正化
2 1	令和 4 年 12 月 9 日	・原子炉から燃料池へ全ての燃料取出し完了による変更 (1) 緊急事態を判断する施設区分及び EAL 説明の変更 (2) 防災資機材の変更（エリアモニタの一部削除） (3) EAL 判断に係わらない ERS S 伝送項目の削除 (4) 「シビアアクシデント」に係る記載の削除 (5) 原子力防災訓練 要素訓練の項目及び内容の見直し (6) もんじゅ原子力防災組織の修正（技術班の削除、班名称の修正） ・その他記載の適正化等

2 2	令和 6 年 3 月 28 日	・ 電源機能喪失時等対応資機材の一部削除 ・ 原子力防災組織業務の委託範囲の見直し ・ EAL事象判断に係わないERSS伝送項目の削除 ・ 原子力防災組織の見直し ・ 地域防災計画との整合 ・ 令和5年11月22日「原子力事業者防災業務計画の 確認に係る視点等について」の改正に伴う変更 ・ 組織改正に伴う変更 ・ その他記載の適正化
2 3	令和 6 年 11 月 1 日	・ 組織改正に伴う変更

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 原子力防災体制等の整備	6
1. 体制の区分	6
2. 原子力防災組織、原子力防災要員等	6
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営方法	8
1. 体制の発令及び解除の方法	8
2. 権限の行使	10
3. 要員の非常招集の方法	10
4. 通報連絡先の一覧表の整備	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	11
1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の 放射線測定設備の設置、検査	11
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. その他原子力防災関連資機材等の整備	12
4. 敦賀事業本部における原子力防災関連資機材等の整備	12
5. 機構本部における原子力防災関連資機材等の整備	12
6. 原子力事業所災害対策支援拠点における 原子力防災関連資機材等の整備	12
第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	12
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	12
2. もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料	13
3. 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料	13
4. 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料	13
5. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所 に備え付ける資料	13
6. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料	13
第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検	13
1. もんじゅ現地対策本部	13

2. 集合・退避場所	1 4
3. 緊急処置施設等	1 4
4. 気象観測設備	1 4
5. S P D S	1 4
6. S P D Sによる国へのデータ伝送	1 4
7. 所内放送装置等	1 4
8. 敦賀対策本部	1 4
9. 機構対策本部	1 5
10. 原子力事業所災害対策支援拠点	1 5
第6節 原子力防災教育の実施	1 5
1. もんじゅにおける原子力防災教育	1 5
2. 敦賀事業本部における原子力防災教育	1 6
3. 本部における原子力防災教育	1 6
第7節 原子力防災訓練の実施	1 6
1. もんじゅにおける訓練	1 6
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	1 7
第8節 関係機関との連携	1 7
1. 国との連携	1 7
2. 地方公共団体との連携	1 7
3. 防災関係機関等との連携	1 7
4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	1 8
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動	1 8
第3章 緊急事態応急対策の実施等	1 9
第1節 通報、報告等の実施	1 9
1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等	1 9
2. 施設の立上げ	1 9
3. 通報の実施	1 9
4. 情報の収集と報告	2 0
5. 通話制限	2 0
6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動	2 1
7. 他の原子力事業所等への支援の要請	2 1
第2節 応急措置の実施	2 1
1. 応急措置の実施及び概要の報告	2 1
2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限	2 1
3. 放出放射エネルギーの推定	2 2
4. 消火活動	2 2
5. 原子力災害医療	2 2

6. 二次災害防止に関する措置	23
7. 汚染拡大の防止及び防護措置	23
8. 線量評価	23
9. 要員の派遣、資機材の貸与及びその他必要な措置	23
10. 広報活動	23
11. 応急復旧	24
12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	24
13. 被災者相談窓口の設置	24
14. 運搬に係る応急措置	24
第3節 緊急事態応急対策	25
1. 原子力緊急事態の通報	25
2. 応急措置の継続実施	25
3. 要員の派遣、資機材の貸与	25
第4章 原子力災害事後対策の実施	27
第1節 原子力災害事後対策の計画等	27
1. 原子力災害事後対策の計画	27
2. 原子炉施設の復旧対策の実施	27
3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等	27
4. 原因究明及び再発防止対策	28
5. 汚染の除去	28
6. 被災者への生活再建等の支援	28
第2節 要員の派遣、資機材の貸与	28
第5章 その他	29
第1節 福井県内の他原子力事業所への協力	29
第2節 福井県外の原子力事業所等への協力	29

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

(2) 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

(3) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。

(4) 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

(5) 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

(6) 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(7) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規

定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。

(8) 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の3の5第1項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可を受けた者

ニ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ホ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者

ヘ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ト 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

(9) 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(10) 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づきもんじゅを統括管理するもんじゅ所長をいう。

(11) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

(12) 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

(13) 関係周辺都道府県

もんじゅから30kmの区域内にあり、もんじゅに関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。

(14) 関係周辺市町村

もんじゅからおおむね30kmの区域内にあり、もんじゅに関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきもんじゅの原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた福井県の敦賀市、美浜町、南越前町、若狭町、小浜市、越前町、福井市、鯖江市、越前市、池田町及び滋賀県の高島市、長浜市並びに岐阜県の揖斐川町をいう。

(15) 緊急対策室

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「原災法命令」という。）第2条第2項第1号に規定する、原子力事業所の敷地内にあり、もんじゅ現地対策本部の活動拠点となる対策所として、

緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

(16) 敦賀事業本部緊急時対策室

緊急対策室が行う緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への助言、支援及び指示を行うとともに、緊急対策室の活動を統括するための施設をいう。

(17) 機構本部緊急時対策室

原災法命令第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急対策室において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。）となる機構本部の緊急対策室をいう。

(18) 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設、関係機関並びに原子力事業者の原子力施設事態即応センター及び緊急時対策室を接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。

(19) テレビ会議システム

統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムをいう。

(20) 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法命令第2条第2項第2号に規定する原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

(21) 原子力緊急事態支援組織

原災法命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材または機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。

(22) 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

国や地方公共団体が防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。原子力事業者が観測可能な原子力施設等の状況（プラントの状態等）で表される。

(23) 警戒事象

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設等において特定事象又は緊急事態事象に至る可能性のある事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の原子力災害対策に関する地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

- (1) 原子力防災管理者は、この計画が前節(2)の地域防災計画と抵触しないことについて、福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨の意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。

- a. 修正案の作成に当たっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものではないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお、環境放射線モニタリングに関する事項については、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。

- b. 所定の手続きにより福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。

- c. この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式1-5-1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 原子力防災体制等の整備

1. 体制の区分

(1) 警戒体制

警戒事象が発生したとき又は原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、要員参集、情報収集及び連絡体制の構築を図ることにより初期対応を確実かつ円滑に行うため、警戒体制を設ける。

(2) 原子力防災体制

原子力災害が発生するおそれがある場合又は原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制を設ける。

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) もんじゅ

- a. 原子力防災管理者は、もんじゅに別図2-1-1に定める原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-1-1に定める業務を行う。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式2-1-2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀事業本部からの派遣要員を確認しておく。
 - (a) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - (b) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力

(2) 敦賀事業本部

- a. 敦賀事業本部副本部長は、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置する。
- b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀事業本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う

対策活動を統括する。

- c. 敦賀事業本部副本部長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

(3) 機構本部

- a. 安全・核セキュリティ統括本部安全管理部長（以下「安核本部安全管理部長」という。）は、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の組織を整備する。
- b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、機構本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、もんじゅが行う対策活動及び敦賀事業本部が行う活動を総理する。
- c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- a. 原子力防災組織の統括
- b. 原災法第 10 条第 1 項の規定による通報
- c. 原災法第 25 条第 1 項の規定による応急措置
- d. 第 2 章に規定する原子力災害予防対策の実施、第 3 章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第 4 章に規定する原子力災害事後対策の実施（a. から c. までの職務を除く。）
- e. 第 5 章に規定する他原子力事業所等への協力
- f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項

(2) この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。

(3) 原子力防災管理者は、あらかじめ別表 2-1-2 のとおり副原子力防災管理者を指名する。なお、もんじゅに 3 名以上の副原子力防災管理者をおく。

(4) 副原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。

- a. 原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者がもんじゅにいないときには、原子力防災組織を統括する。
- b. 原子力防災管理者が旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないときは、別表 2-1-2 の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。

(5) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式 2-1-3 を用いて、選任又は解任した日から 7 日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届ける。

(6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、

原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織の運営方法

1. 体制の発令及び解除の方法

(1) 警戒体制の発令

a. もんじゅ

(a) 第2章第1節1.(1)に基づく警戒体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

(b) 原子力防災管理者は、警戒体制を発令した場合、敦賀事業本部副本部長に報告するとともに、直ちに別図2-1-1の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。

b. 敦賀事業本部

敦賀事業本部副本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における警戒体制を発令し、安核本部安全管理部長に報告するとともに、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置し、自ら敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。

c. 機構本部

安核本部安全管理部長は、敦賀事業本部副本部長からもんじゅにおける警戒体制の発令を受けた場合、機構本部における警戒体制を発令し、直ちに理事長に報告するとともに別図2-2-3に示す機構対策本部を設置し、自ら機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。

(2) 警戒体制の解除

a. もんじゅ

もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、警戒体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、警戒体制を解除することができる。

(a) 発生した事象が終息し、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されている場合にあっては当該本部が廃止され、かつ、地方公共団体の警戒本部が廃止された後、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。

(b) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部が設置されていない場合にあっては、発生した事象が終息し、設備等の復旧対策が終了して通常組織で対応可能と原子力防災管理者が判断した場合。

b. 敦賀事業本部

敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について意見具申を受けた場合、同項(2)a.(a)又は(b)の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が警戒体制解除を了承した後、敦賀事業本部における警戒体制を解除する。

c. 機構本部

機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から警戒体制の解除について上申があった場合、同項（２） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、警戒体制解除を了承し、機構本部における警戒体制を解除する。

（３）原子力防災体制の発令

a. もんじゅ

（a）第２章第１節１．（２）に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

（b）原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図２－１－１の原子力防災組織によるもんじゅ現地対策本部を設置し、自らもんじゅ現地対策本部長としてもんじゅ現地対策本部を統括管理する。

b. 敦賀事業本部

敦賀事業本部副本部長は、原子力防災管理者からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、敦賀事業本部における原子力防災体制を発令し、安核本部安全管理部長に報告するとともに、別図２－２－２に定める敦賀対策本部を設置し、自ら敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。

c. 機構本部

安核本部安全管理部長は、敦賀事業本部副本部長からもんじゅにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、機構本部における原子力防災体制を発令し、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、別図２－２－３に示す機構対策本部を設置し、自ら機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。

（４）原子力防災体制の解除

a. もんじゅ

もんじゅ現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。

（a）原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第２２条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合。

（b）原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第１章第４節（２）の地方公共団体及び美浜町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合。

b. 敦賀事業本部

敦賀対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について意見具申を受けた場合、同項（４） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で同意し、機構対策本部長が原子力防災体制解除を了承した後、敦賀事業本部における原子力防災体制を解除する。

c. 機構本部

機構対策本部長は、もんじゅ現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項（４） a.（a）又は（b）の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承し、機構本部における原子力防災体制を解除する。

2. 権限の行使

- （１）もんじゅの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、もんじゅ現地対策本部の下で行う。
- （２）もんじゅ現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- （３）もんじゅ現地対策本部の要員は、もんじゅ現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。

3. 要員の非常招集の方法

（１）もんじゅ

原子力防災管理者は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-1-1 に定めるもんじゅ現地対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめもんじゅ現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。

（２）敦賀事業本部

安全・品質保証課長は、もんじゅにおける警戒体制発令時又は原子力防災体制発令時に、別図 2-2-2 に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全・品質保証課長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。

（３）機構本部

安核本部安全管理部長は、敦賀事業本部からもんじゅの警戒体制発令時又は原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図 2-2-3 に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図 2-2-4 に定める招集連絡経路を整備する。なお、安核本部安全管理部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、敦賀事業本部副本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期するため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図 2-2-5 に定める警戒事象に基づく通報時の連絡
- (2) 別図 2-2-6 に定める警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡
- (3) 別図 2-2-7 に定めるもんじゅ現地対策本部が設置された後の連絡
- (4) 別図 2-2-8 及び別図 2-2-9 に定める原災法第 10 条第 1 項に基づく通報連絡

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. もんじゅ周辺監視区域（敷地境界）付近の放射線測定設備の設置、検査

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第 11 条第 1 項に基づき別表 2-3-3 及び別図 2-3-10 に示す放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置する。また、設備保全課長及び安全管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。
 - a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。
 - b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
 - c. 年 1 回以上校正を行う。
 - d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。
- (2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式 2-3-4 を用いて、設置又は変更した日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。
- (4) 施設管理課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、計画管理課長は、1 年間保存する。また、計画管理課長は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表 2-3-4 に定める資機材を確保するとともにもんじゅ各課長に次の措置を講じさせる。
 - a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。
 - b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。
 - c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上

に努める。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式 2-3-5 を用いて、備え付けた日から 7 日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は毎年 9 月 30 日現在における備え付けの現況については翌月 7 日までに同様に届け出る。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表 2-3-5 に定める原子力防災関連資機材及び別表 2-3-6 に定める電源機能喪失時等対応資機材については、別図 2-3-11 を目安に設置する。もんじゅ各課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。

4. 敦賀事業本部における原子力防災関連資機材等の整備

安全・品質保証課長は、別表 2-3-7 に定める敦賀対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。

また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。

5. 機構本部における原子力防災関連資機材等の整備

安核本部安全管理部長は、別表 2-3-8 に定める機構対策本部の原子力防災関連資機材を確保する。

また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。

6. 原子力事業所災害対策支援拠点における原子力防災関連資機材等の整備

安全・品質保証課長は、別表 2-3-9 に定める原子力防災関連資機材を確保する。

また、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。

第 4 節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第 12 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設

(福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。)に備え付けるため、別表２－４－１０に定める資料のうち、同条第４項に規定するものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを福井県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

２．もんじゅ現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料

施設保安課長は、もんじゅ現地対策本部が設置される場所に、別表２－４－１０に定める資料を備え付ける。また、施設保安課長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

３．敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料

安全・品質保証課長は、敦賀対策本部が設置される場所に、別表２－４－１１に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

４．機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料

安核本部安全管理部長は、機構対策本部が設置される場所に、別表２－４－１２に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

５．原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

安全・品質保証課長は、原子力事業所災害対策支援拠点において使用する、別表２－４－１３に定める資料を備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

６．原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料

施設保安課長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表２－４－１４に定める資料を備え付ける。また、施設保安課長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

第５節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

１．もんじゅ現地対策本部

(１) 原子力防災管理者は、別表２－５－１６に示す施設を維持する。

(２) 原子力防災管理者は、緊急対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表２－５－１６に示す仕様が維持されていることを確認する。

(３) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急対策室に供給可能なよう、点検・整備する。

(４) 原子力防災管理者は、別表２－３－５に定める下記の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続が確保できることを確認する。

① ファクシミリ、電話

② テレビ会議システム

③ プラントデータ表示システム（以下「SPDS」という。）による国へのデータ伝送機能

2. 集合・退避場所

施設保安課長は、別図2-5-12に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、施設保安課長は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 緊急処置施設等

管理課長は、別図2-5-13に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、安全管理課長は除染室を整備する。

4. 気象観測設備

設備保全課長は、別図2-5-13に示す場所に設置した別表2-5-15の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。

5. SPDS

設備保全課長は、もんじゅにおけるSPDSを整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

6. SPDSによる国へのデータ伝送

(1) 施設保安課長は、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。

なお、伝送に係る国との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。

(2) 設備保全課長は、別表2-5-19に定めるデータをERSSに伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

(3) 施設保安課長は、設置変更の許可に伴う設備の増設、その他原子力施設の状況に応じて、ERSSへ伝送しているパラメータがEALを判断するために必要かつ十分であるかを検討する。

7. 所内放送装置等

管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、施設保安課長は緊急招集システムを、設備保全課長は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

8. 敦賀対策本部

(1) 敦賀事業本部副本部長は、別表2-5-17に示す施設を維持する。

(2) 安全・品質保証課長は、敦賀事業本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した

場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2-5-17 に示す仕様が維持されていることを確認する。

(3) 安全・品質保証課長は、非常用電源を敦賀事業本部緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。

(4) 安全・品質保証課長は、別表 2-3-7 に定める次の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。

① ファクシミリ、電話

② テレビ会議システム

9. 機構対策本部

(1) 安核本部安全管理部長は、別表 2-5-18 に示す施設を維持する。

(2) 安核本部安全管理部長は、機構本部緊急時対策室を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設とするため、別表 2-5-18 に示す仕様が維持されていることを確認する。

(3) 安核本部安全管理部長は、非常用電源を機構本部緊急時対策室に供給可能なよう、点検・整備する。

(4) 安核本部安全管理部長は、別表 2-3-8 に定める以下の設備について、統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。

① ファクシミリ、電話

② テレビ会議システム

10. 原子力事業所災害対策支援拠点

敦賀事業本部副本部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を別表 2-5-20 のとおりあらかじめ選定しておく。

(1) 被ばく管理・入退域管理

(2) 汚染検査（サーベイ）・除染

(3) 車両や重機等の除染・汚染検査

(4) 更衣及び使用済の防護服等の仮保管

(5) サイト等立入車両の駐車

(6) 物資輸送体制の整備

なお、もんじゅと原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図 2-5-14 に示す。

第6節 原子力防災教育の実施

1. もんじゅにおける原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表

2-6-21に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) もんじゅ及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識

2. 敦賀事業本部における原子力防災教育

安全・品質保証課長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-22に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

3. 機構本部における原子力防災教育

安核本部安全管理部長は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-23に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第7節 原子力防災訓練の実施

1. もんじゅにおける訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-7-24に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定した訓練計画について原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、(2)の計画において原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定 of 訓練を計画する場合は、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る訓練を、当該訓練と組み合わせて実施する。なお、その場合は別途定める訓練の中期計画に基づき適切な頻度で実施する。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式2-7-6により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、機構本部及び敦賀事業本部と平常時から協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、敦賀事業本部と平常時から協調し、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。なお、第2章第1節2.(1)d.、第2章第1節3.(5)、第2章第3節1.(2)及び第2章第3節2.(2)による届出を行った場合は、美浜町に当該届出に係る書類の写しを送付する。
- (2) 原子力防災管理者は、福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第32条に基づくもんじゅの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、もんじゅと関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とはもんじゅにおける応急対策等

について連携を図るため、平常時から地域レベルの会議体等に参画し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 安核本部安全管理部長は、別表 2－8－25 に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。
- (2) 安核本部安全管理部長は、別表 2－8－25 に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度、訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。

第 9 節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、もんじゅの周辺住民に対して、次に掲げる情報について提供し、知識の普及・啓発に努める。

- (1) 原子力事業所の概要
- (2) 原子力災害の概要
- (3) 原子力災害対策の実施状況
- (4) 緊急事態の区分の考え方

第3章 緊急事態応急対策の実施等

第1節 通報、報告等の実施

1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等

(1) 警戒体制

原子力防災管理者は、別表3-1-26に定める事象（警戒事象）の発生について通報を受け又は自ら発見したときは、若しくは原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは第2章第2節の方法により警戒体制を発令し、直ちに必要な要員の招集及び様式3-1-7を用いて別図2-2-5に定める関係機関に連絡を行う。

また、当該事象発生の経過については、様式3-1-8を用いて別図2-2-5に定める関係機関へ適切な間隔で継続して連絡を行う。

なお、第2章第1節1.(1)に基づく警戒体制において、別表3-1-26に定める「その他」の項目のうち、気象庁の情報等により情報入手可能な項目については、この限りではない。

(2) 原子力防災体制

a. 原子力防災管理者は、別表3-1-27に定める事象（特定事象）の発生について通報を受け又は自ら発見したときは、原子力防災体制を発令し、直ちにもんじゅ現地対策本部の要員の非常招集及び別図2-2-8に定める関係機関に連絡を行う。なお、原子力防災体制の発令の連絡は本節3.の通報をもって行う。

b. 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、もんじゅ現地対策本部長として、もんじゅ現地対策本部の指揮を行う。

2. 施設の立上げ

(1) 原子力防災管理者は、警戒体制又は原子力防災体制を発令した場合は、情報班長にもんじゅ現地対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(2) 敦賀対策本部長は、もんじゅにおける警戒体制又は原子力防災体制の発令の連絡を受けた場合は、情報班長に敦賀対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(3) 機構対策本部長は、もんじゅにおける警戒体制又は原子力防災体制の発令の連絡を受けた場合は、情報班長に機構対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。

(4) 敦賀対策本部長は、もんじゅにおける原子力防災体制の発令の連絡を受けた場合は、必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

3. 通報の実施

原子力防災管理者（もんじゅ現地対策本部を設置したときはもんじゅ現地対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1-27の事象

（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式３－１－９に必要な事項を記入し、１５分以内を目途として、別図２－２－８に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

また、原子力防災管理者は、別表３－１－２９に掲げるものの事業所外運搬（以下この章及び第４章において単に「運搬」という。）における別表３－１－２７の事象（特定事象）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式３－１－１０に必要な事項を記入し、１５分以内を目途として、別図２－２－９に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

４．情報の収集と報告

- （１）もんじゅ現地対策本部長は、前項により通報（運搬に係るものを除く。）を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。
- （２）もんじゅ現地対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。
 - a．事故の発生時刻及び場所
 - b．事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c．被ばく、障害等人身災害にかかわる状況
 - d．もんじゅ周辺監視区域境界付近における放射線及び放射能の測定結果
 - e．放出放射性物質の量、種類、放出場所、放出状況の推移等の状況
 - f．気象状況
 - g．収束の見通し
 - h．その他必要と認める事項
- （３）もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、前号により収集した事故状況を様式３－１－１１にまとめ、別図２－２－８に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（警戒体制時にあつては別図２－２－５）に適切な間隔で継続して報告（運搬にあつては、様式３－１－１２に必要な事項を記入し、別図２－２－９に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- （４）もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、本章第１節から第３節に掲げる通報及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。

５．通話制限

もんじゅ現地対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保す

るため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

敦賀対策本部長は、第3章第1節2.（4）で設置した原子力事業所災害対策支援拠点について、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、もんじゅにおける災害復旧作業の支援を指示する。

7. 他の原子力事業所等への支援の要請

もんじゅ現地対策本部長は、第3章第1節3. の通報を実施した場合、以下の原子力事業所等から次の支援を敦賀対策本部長に要請する。

- （1）敦賀対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
- （2）関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び当機構で定める「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時などの連携に関する確認書」に基づく、要員の派遣及び資機材の貸与
- （3）その他、必要に応じた外部関係機関への支援要請

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施及び概要の報告

もんじゅ現地対策本部長は、本節2. から12.（運搬にあつては本節14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- （1）施設や設備の整備及び点検
- （2）故障した設備等の応急復旧
- （3）その他応急措置の実施に必要な事項

また、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、様式3-1-11にその概要を記入し、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告（運搬にあつては、様式3-1-12に必要事項を記入し、別図2-2-9に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 退避誘導及びもんじゅ周辺監視区域内入域制限

- （1）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ周辺監視区域（以下「もんじゅ施設」という。）内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者、来訪者等（以下「もんじゅ退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務に当たらせる。
- （2）もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ退避者に対して所内放送装置又は運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。

- (3) もんじゅ現地対策本部長は、必要と認めたときはもんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させるよう指示する。なお、退避に当たっては関係機関と調整を行う。また、この際、もんじゅ現地対策本部総務班長は、避難救急班員にもんじゅ施設外へのもんじゅ退避者の氏名を記録するよう指示する。

なお、もんじゅ退避者をもんじゅ施設外に退避させる場合には、もんじゅ現地対策本部対外対応班長はその旨を直ちに福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

- (4) もんじゅ現地対策本部総務班長は、原子力防災体制発令中においては、もんじゅ施設内への入域を制限するとともに、もんじゅ施設内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

3. 放出放射エネルギーの推定

- (1) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺の放射線及び放射能の測定（以下「もんじゅ緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。

4. 消火活動

もんじゅ現地対策本部消防班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消防活動を行う。また、火災情報を受けた対外対応班長は消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 原子力災害医療

- (1) もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図2-5-13に定める緊急処置施設に搬送する。
- (2) もんじゅ現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置、除染等の措置を講じる。また、もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送及び治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) もんじゅ現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をもんじゅ現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたもんじゅ現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。

- (4) もんじゅ現地対策本部長は、もんじゅ現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかわる適切な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

もんじゅ現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊が到着したときに、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。

7. 汚染拡大の防止及び防護措置

(1) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内での不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。

(2) もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用、線量計の携帯等の防護措置を講じる。

なお、もんじゅ現地対策本部総務班長は、もんじゅ現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-30に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

もんじゅ現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うもんじゅ現地対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与及びその他必要な措置

もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するもんじゅ施設外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表3-2-31に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置※を講じる。

※：必要な措置には、避難退域時検査及び簡易除染で発生する汚染付着物・汚染水の処理を含む。

10. 広報活動

(1) もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関からもんじゅでの取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。

依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。

(2) もんじゅ現地対策本部情報班長は、公表する情報を別図3-2-15に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は、公表する内容を取りまとめ、(1)の場所で記者発表を行う。なお、もんじゅ現地対策本部対外対応班長は、別図2-2-8

(警戒体制時にあっては別図 2-2-5) に定める経路により関係箇所に連絡する。
また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

- (3) もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、もんじゅ施設の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。
- (4) 敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。

1 1. 応急復旧

- (1) もんじゅ現地対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、もんじゅ設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請する。
また、敦賀対策本部長は、もんじゅ設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努め、応急復旧計画作成の支援を実施するとともに必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) もんじゅ現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して別表 3-2-3 2 の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

1 2. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

もんじゅ現地対策本部長は、次に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。

- (1) もんじゅ現地対策本部長は、原子炉施設の状態の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械及び電気設備の応急補修措置並びに原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (2) 事故の拡大の可能性及び放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染及び被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握を行う。
- (3) 上記(2)の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。
- (4) 上記(2)の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。

1 3. 被災者相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

1 4. 運搬に係る応急措置

- (1) もんじゅ現地対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、敦賀対策本部長の協力を得て、直ちに別表 3-2-3 1 に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

(2) 現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。

- a. 立入制限区域の設定、退避等の実施
- b. 環境放射線モニタリングの実施
- c. 消火及び延焼防止措置の実施
- d. 負傷者等の救出
- e. 輸送物の安全な場所への移動
- f. 漏えいの拡大防止措置の実施、汚染の除去及び遮へい対策の実施
- g. その他必要な措置の実施

なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている職員及び当機構が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、次の措置を講じる。

- h. 立入制限区域の設定、退避等の実施
- i. 環境放射線モニタリングの実施
- j. 消火及び延焼防止措置の実施
- k. 負傷者等の救出
- l. その他必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態の通報

もんじゅ現地対策本部長は、原災法第15条第1項に関する別表3-3-33に定める通報基準に至った場合は、様式3-1-9を用いて、別図2-2-8（運搬の場合にあっては、様式3-1-10を用いて、別図2-2-9）に定める通報（報告）経路に基づき、関係機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

もんじゅ現地対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置（前節9.の要員の派遣、資機材の貸与を除く。）を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

(1) もんじゅ現地対策本部長は、敦賀対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施するもんじゅ施設外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため別表3-3-34に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他もんじゅ内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

(2) 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-3-34に定める業務を行う。また、その業務内容について、もんじゅ現地

対策本部長に報告する。

なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

- (3) もんじゅ現地対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、敦賀対策本部からの支援を必要とするときは、要員の派遣及び資機材の貸与について、敦賀対策本部長に要請する。

第4章 原子力災害事後対策の実施

第1節 原子力災害事後対策の計画等

1. 原子力災害事後対策の計画

もんじゅ現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て、原子力災害事後対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地事後対策連絡会議等にて、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、美浜町長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査及び汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 原子炉施設の復旧対策の実施

もんじゅ現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等

(1) 原子力防災体制の解除

もんじゅ現地対策本部長、敦賀対策本部長及び機構対策本部長は、第2章第2節1.(4)により原子力防災体制を解除する。また、もんじゅ現地対策本部長は、原子力防災体制を解除しもんじゅ現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図2-2-8（運搬の場合にあっては、別図2-2-9）に定める通報（報告）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。

(2) 警戒体制の解除

もんじゅ現地対策本部長、敦賀対策本部長及び機構対策本部長は、第2章第2節1.(2)により警戒体制を解除する。また、もんじゅ現地対策本部長は、警戒体制を解除し、もんじゅ現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図2-2-5に定める通報（連絡）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。

4. 原因究明及び再発防止対策

もんじゅ現地対策本部長は、機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。

5. 汚染の除去

機構対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

6. 被災者への生活再建等の支援

機構対策本部長は、国、地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

もんじゅ現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本章第1節1.の原子力災害事後対策計画に基づき、別表4－2－35に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要に応じて必要な措置を講じる。

第5章 その他

第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合、敦賀事業本部副本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5－1－36に示す要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力
- (3) 前項(1)及び(2)による協力を円滑に進めるためのもんじゅ支援会議の設置

第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合若しくはそのおそれがある場合は、敦賀事業本部副本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5－2－37に定める要員の派遣及び資機材の貸与のうちもんじゅ関係分

高速増殖原型炉もんじゅ
原子力事業者防災業務計画別冊

令和6年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅ

目 次

別表 2－1－1	原子力防災要員の職務と配置	1
別表 2－1－2	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	2
別表 2－3－3	もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類	3
別表 2－3－4	原子力防災資機材	4
別表 2－3－5	原子力防災関連資機材	5
別表 2－3－6	電源機能喪失時等対応資機材	6
別表 2－3－7	敦賀対策本部の原子力防災関連資機材	7
別表 2－3－8	機構対策本部の原子力防災関連資機材	8
別表 2－3－9	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	9
別表 2－4－10	緊急事態応急対策等拠点施設及び もんじゅ現地対策本部に備え付ける資料	10
別表 2－4－11	敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料	11
別表 2－4－12	機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料	12
別表 2－4－13	原子力事業所災害対策支援拠点が 設置される場所に備え付ける資料	12
別表 2－4－14	原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	13
別表 2－5－15	緊急事態応急対策等の活動で使用する設備	13
別表 2－5－16	もんじゅの緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	14
別表 2－5－17	敦賀事業本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	14
別表 2－5－18	機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	14
別表 2－5－19	E R S S 伝送データ項目	15
別表 2－5－20	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	16
別表 2－6－21	もんじゅにおける原子力防災教育の内容	17
別表 2－6－22	敦賀事業本部における原子力防災教育の内容	18
別表 2－6－23	機構本部における原子力防災教育の内容	19
別表 2－7－24	原子力防災訓練の内容	20
別表 2－8－25	原子力緊急事態支援組織	21
別表 3－1－26	原子力災害対策指針に基づく警戒事象	23
別表 3－1－27	原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び E A L	24
別表 3－1－28	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	28
別表 3－1－29	もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの	28
別表 3－2－30	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤 服用基準	29
別表 3－2－31	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与	30
別表 3－2－32	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	31
別表 3－3－33	原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び E A L	32

別表 3-3-34	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降)	・ 3 5
別表 4-2-35	原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後)	・ ・ 3 6
別表 5-1-36	福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における 要員の派遣、資機材の貸与	・ ・ ・ ・ ・ 3 7
別表 5-2-37	福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物 の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力 緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与	・ ・ ・ ・ ・ 4 1
別図 2-1-1	もんじゅ原子力防災組織 (もんじゅ現地対策本部の組織)	・ ・ ・ ・ ・ 4 2
別図 2-2-2	敦賀対策本部の組織	・ ・ ・ ・ ・ 4 3
別図 2-2-3	機構対策本部の組織	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
別図 2-2-4	各対策本部の非常招集連絡経路	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
別図 2-2-5	警戒事象に基づく通報(連絡)経路	・ ・ ・ ・ ・ 4 7
別図 2-2-6	警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路	・ ・ ・ ・ ・ 4 8
別図 2-2-7	もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路 (警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路)	・ 4 9
別図 2-2-8	原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路	・ ・ ・ ・ ・ 5 0
別図 2-2-9	事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報 (報告)経路	・ ・ ・ ・ ・ 5 1
別図 2-3-10	もんじゅ敷地境界付近の放射線測定設備	・ ・ ・ 5 2
別図 2-3-11	電源機能喪失時等対応資機材配置	・ ・ ・ ・ ・ 5 3
別図 2-5-12	もんじゅの集合・退避場所	・ ・ ・ ・ ・ 5 4
別図 2-5-13	もんじゅ施設内の緊急処置施設等	・ ・ ・ ・ ・ 5 5
別図 2-5-14	もんじゅ支援拠点候補場所の位置	・ ・ ・ ・ ・ 5 6
別図 3-2-15	公表内容の連絡経路	・ ・ ・ ・ ・ 5 7
様式 1-5-1	原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書	・ ・ ・ ・ ・ 5 8
様式 2-1-2	原子力防災要員現況届出書	・ ・ ・ ・ ・ 5 9
様式 2-1-3	原子力防災管理者(副原子力防災管理者)選任・解任 届出書	・ ・ ・ ・ ・ 6 0
様式 2-3-4	放射線測定設備現況届出書	・ ・ ・ ・ ・ 6 1
様式 2-3-5	原子力防災資機材現況届出書	・ ・ ・ ・ ・ 6 2
様式 2-7-6	防災訓練実施結果報告書様式	・ ・ ・ ・ ・ 6 3
様式 3-1-7	警戒事態該当事象発生連絡様式	・ ・ ・ ・ ・ 6 4
様式 3-1-8	警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式	・ ・ ・ ・ ・ 6 5
様式 3-1-9	特定事象発生通報様式(原子炉施設)	・ ・ ・ ・ ・ 6 6

様式 3-1-10	特定事象発生通報様式（事業所外運搬）	・ ・ ・ ・ ・	67
様式 3-1-11	応急措置の概要報告様式（原子炉施設）	・ ・ ・ ・ ・	68
様式 3-1-12	応急措置の概要報告様式（事業所外運搬）	・ ・ ・ ・ ・	70

参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に 基づく標準EALマトリックス表	・ ・ ・ ・ ・	72
------	---	-----------	----

別表 2－1－1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	もんじゅ内	情報班員 対外対応班員 総務班員 4名以上
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	副本部長 対外対応班員 4名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀事業本部事務所内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部地域対応班員 敦賀対策本部広報班員 4名以上
もんじゅ内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班員 4名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	もんじゅ内	副本部長 運転班員 4名以上
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	もんじゅ内	情報班員 放射線管理班員 総務班員 補修班員 4名以上
放射性物質による汚染の除去	もんじゅ内 又は 原子力防災センター	放射線管理班員 4名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	もんじゅ内	総務班員 放射線管理班員 4名以上
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	もんじゅ内 又は 敦賀事業本部事務所	補修班員 敦賀対策本部資材調達班員 4名以上
もんじゅ内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	もんじゅ内	総務班員 4名以上

別表 2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

代行 順位	副原子力防災管理者※1,2,3
①	所長代理（第一代行者）※4
②	副所長（第二代行者）※4
③	副所長（第三代行者）※4
④	安全・品質保証部長
⑤	廃止措置部長
⑥	施設保安課長

※ 1 所長代理、副所長については、担当業務の変更、人数及び順位を変更する場合（人事異動に伴う変更等を含む）がある。

※ 2 次長・課長から副原子力防災管理者を選任する場合には、危機管理を担当する者から選任する。

※ 3 担当業務については、兼務する場合がある。

※ 4 もんじゅが別に定める「所長の代行者」の順位をいう。

別表 2-3-3 もんじゅ敷地周辺の放射線測定設備の種類

名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト 1 ※ (EL160m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト 2 ※ (EL230m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト 3 ※ (EL200m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト 4 ※ (EL175m)	空間線量率	NaI (10～10 ⁵ nGy/h、電離箱 (10～10 ⁸ nGy/h)

※：原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備

別表 2－3－4 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材 現況届出書の名称		もんじゅ該当名称		数量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所	
放射線障 害防護用 器具	汚染防護服		タイベックスーツ		28 組	外観点検	1 回／年	緊急対策室	
	呼吸用ボンベ付一体型防護 マスク		空気呼吸器		4 個	機能確認	1 回／年	洗濯作業室	
	フィルター付防護マスク		全面マスク		28 個	外観点検	1 回／年	洗濯作業室	
非常用通 信機器	緊急時電話回線		N T T電話回線		1 回線	機能確認	1 回／年	緊急対策室	
	ファクシミリ		ファクシミリ装置		1 台	機能確認	1 回／年	緊急対策室	
	携帯電話等		携帯電話		7 台	機能確認	1 回／年	各防災要員 携帯	
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器		排気筒モニタ		1 台	機能確認	1 回/ 1 6 か月	スタックモニタ計 器室(A)	
			排水モニタ		1 台	機能確認	1 回/ 1 6 か月	排水モニタ 室	
	ガンマ線測定用サーベイメ ータ		電離箱式サーベイメー タ		4 台	機能確認	1 回／年	放管室、 緊急対策室	
	中性子線測定用サーベイメ ータ		中性子サーベイメータ		2 台	機能確認	1 回／年	放管倉庫	
	空間放射線積算線量計		積算線量計		4 個	機能確認	1 回／年	放管室	
	表面汚染密度測定用サーベ イメータ		汚染測定用サーベイメ ータ (α線)		1 台	機能確認	1 回／年	放管倉庫	
			汚染測定用サーベイメ ータ (β線)		1 台	機能確認	1 回／年	放管室	
	可搬式ダスト 測定関連機器	サンブラ	可 搬 式 ダ ス ト サ ン ブ ラ	サンブラ	4 台	機能確認	1 回／年	放管室、緊 急対策室	
		測 定 器		測 定 器	1 台	機能確認	1 回／年	放管測定室	
	可搬式の放射 性ヨウ素測定 関連機器	サンブラ	可 搬 式 ヨ ウ 素 サ ン ブ ラ	サンブラ	2 台	機能確認	1 回／年	放管倉庫	
		測 定 器		測 定 器	1 台	機能確認	1 回／年	放管測定室	
	個人用外部被ばく線量測定 器		アラームメータ		4 0 台	機能確認	1 回／年	出入管理室	
	その他	エリアモニタリン グ設備		燃料池エリアモニタ		2 台	機能確認	1 回/ 1 6 か月	燃料池エリ ア
		モニタリングカー		モ ニ タ リ ン グ カ ー	移動式モニ タリング設備	1 台	機能確認	1 回／年	モニタリン グカー
				車両	1 台	機能確認	道路運送車 両法による	車庫	
その他資 機材	ヨウ素剤		ヨウ素剤		400 錠	数量確認	1 回／年	健康管理室	
	担架		担架		1 台	機能確認	1 回／年	健康管理室	
	除染用具		除染キット		1 式	外観点検	1 回／年	緊急対策室	
	被ばく者の輸送のために 使用可能な車両		救急車		1 台	機能確認	道路運送車 両法による	車庫	
	屋外消火栓設備 又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓		1 式	機能確認	消防法 による	屋外	
			動力消防ポンプ設備		1 式	機能確認	1 回／年	車庫	

※ 1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

別表 2－3－5 原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	N T T一般回線	1 0 回線	機能確認	1 回／年	緊急対策室
	無線装置	1 回線	機能確認	2 回／年	緊急対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	1 台	機能確認	1 回／年※ ²	事務所内会議室
	ファクシミリ（衛星、地上）	各 1 台	機能確認	1 回／年	緊急対策室
	I P 電話（衛星、地上）	各 1 台	機能確認	1 回／年	事務所内会議室
	S P D S	1 式	機能確認	1 回／年	緊急対策室
計測器等	可搬式モニタリングポスト	1 台	機能確認	1 回／年	放管計器修理室
	ホールボディカウンタ	2 台	機能確認	1 回／年	W B C 室
	ゲルマニウム波高分析装置	1 台	機能確認	1 回／年	放管測定室
その他資機材	緊急時車両	1 台	機能確認	道路運送車両法による	車庫その他の 駐車場
	非常用食料（7 日分）	840 食	数量確認	1 回／年	もんじゅ敷地内

※ 1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。

※ 2：定期的な接続試験は、あらかじめ定めるところによる。

別表 2－3－6 電源機能喪失時等対応資機材

名 称		数 量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所
移動式電源車 300kVA		2 台 (予備 1 台 を含む)	機能確認	1 回／年	EL42.8m A/B 山側
水槽付消防自動車 [規格放水量：120m ³ /h 以上、 規格放水圧力：0.85MPa]		1 台※ ²	機能確認	1 回／年	車庫
化学消防自動車 [規格放水量：120m ³ /h 以上、 規格放水圧力：0.85MPa]		1 台※ ²	機能確認	1 回／年	車庫
タンクローリ		3 台 (予備 1 台 を含む)	機能確認	1 回／年	EL42.8m A/B 山側
ホイールローダー		1 台	機能確認※ ³	1 回／年	EL42.8m 2 番 ゲート前広場
燃料 (軽油)	非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク A	215kℓ 以上	数量確認	1 回／年	EL21.0m 屋外 タンク貯蔵所
	非常用ディーゼル発電機 燃料貯蔵タンク B	215kℓ 以上	数量確認	1 回／年	
	補助ボイラ 燃料貯蔵タンク	130kℓ 以上	数量確認	1 回／年	
可搬型消火設備		3 セット	機能確認	1 回／年	もんじゅ敷地 内

※ 1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。

※ 2：点検等により、化学消防自動車、水槽付消防自動車をもんじゅ構外に持ち出す場合は、いずれか 1 台のみを持ち出すものとする。

※ 3：労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基づく定期的な点検（定期自主検査）によるものとする。

別表 2－3－7 敦賀対策本部の原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所
計測器類	表面汚染密度測定用サーベイメータ	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
	N a I シンチレーション サーベイメータ	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
	個人被ばく線量測定器	10 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
放射線障害 防護用器具	汚染防護服（タイベック 等）	40 組	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
	全面マスク	40 個	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
	チャコールフィルタ	80 組	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
非常用通信 機器	N T T一般回線	1 回線	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
	ファクシミリ	2 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
	衛星電話	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
統合原子力 防災ネット ワーク用通 信機器（衛 星系／地上 系）	テレビ会議システム	1 台	機能確認	1 回／年※ ³	敦賀事業本部 緊急時対策室
	ファクシミリ（衛星、地上）	各 1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
	I P 電話（衛星、地上）	各 1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 緊急時対策室
その他資機 材	非常用食料（7 日分）	840 食	数量確認	1 回／年	敦賀事業本部 倉庫
	非常用発電機	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部 屋外
	燃料（軽油）	800ℓ 以上※ ²	数量確認	1 回／年	敦賀事業本部 屋外

※ 1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※ 2：記載数量の他、調達可能な小売店等から調達する。

※ 3：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

別表 2－3－8 機構対策本部の原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	電話回線	6 回線	機能確認	1 回／年	機構本部緊急時対策室
	機構内電話	4 回線	機能確認	1 回／年	機構本部緊急時対策室
	ファクシミリ	2 台	機能確認	1 回／年	機構本部緊急時対策室
	衛星携帯電話	1 台	機能確認	1 回／年	機構本部緊急時対策室
統合原子力防災ネットワーク用通信機器（衛星系／地上系）	テレビ会議システム	1 台	機能確認	1 回／年※ ²	機構本部緊急時対策室
	ファクシミリ（衛星、地上）	1 台	機能確認	1 回／年	機構本部緊急時対策室
	I P 電話（衛星、地上）	各 1 台	機能確認	1 回／年	機構本部緊急時対策室
その他資機材	非常用食料（7 日分）	660 食	数量確認	1 回／年	機構本部安全管理棟 1 階
	非常用ディーゼル発電機	1 台	機能確認	1 回／年	機構本部安全管理棟 1 階
	燃料（重油）	16,800ℓ 以上	数量確認	1 回／年	機構本部安全管理棟地下タンク

※ 1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観確認には数量確認を含む。

※ 2：定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

別表 2-3-9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検内容※ ¹	点検頻度	保管場所※ ³
出入管理	入構管理用台帳	1 式	数量確認	1 回／年	敦賀事業本部
	放射線防護教育資料	40 部	数量確認	1 回／年	敦賀事業本部
計測器類	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
	NaIシンチレーションサーベイメータ	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
	電離箱サーベイメータ	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
	個人被ばく線量測定器	40 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
放射線障害 防護用器具	汚染防護服（タイベック等）	196 組	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部
	全面マスク	28 個	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部
	チャコールフィルタ	196 組	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部
非常用電源	移動式発電機	2 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
非常用通信 機器	携帯電話	5 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
	衛星電話	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
	衛星電話ファクシミリ	1 台	機能確認	1 回／年	敦賀事業本部
その他資機 材	ヨウ素剤	400 錠	数量確認	1 回／年	敦賀事業本部
	除染用機材（シャワー設備等）	2 式	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部
	養生資材	1 式	外観点検	1 回／年	敦賀事業本部
	非常用食料※ ² （7 日分）	840 食	数量確認	1 回／年	敦賀事業本部
	資機材輸送用車両	1 台	機能確認	道路運送車両法による	敦賀事業本部
	燃料（ガソリン）※ ²	200	数量確認	1 回／年	敦賀事業本部

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※2：不足した場合は、最寄りの小売店から調達する。

※3：保管場所からの輸送については陸路を基本とし、確実に輸送できる経路から輸送する。

別表 2－4－10 緊急事態応急対策等拠点施設及びもんじゅ現地対策本部に備え付ける資料

区 分	資 料 名	保管場所
1.組織及び体制に関する資料	(1) もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応 組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画※ ② 原子炉施設保安規定※ ③ 事故対策規程 ④ 災害対策管理要領 ⑤ 防火・防災管理要領 ⑥ 危険物予防規程 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 事故・トラブル通報・連絡要領	緊急対策室
2.社会環境に関する資料	(1) もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2万5千分の1） ③ もんじゅ周辺地図（5万分の1） ④ 市町村市街図	緊急対策室
3.放射能影響推定に関する資料	(1) 気象観測データ (2) 空間線量モニタリング配置図 (3) 環境試料サンプリング位置図 (4) 環境モニタリング測定データ (5) 主要系統模式図 (6) 原子炉設置（変更）許可申請書※ (7) 系統図 (8) プラント配置図※ (9) プロセス及び放射線計測配置図 (10) プラント主要設備概要 (11) 原子炉施設廃止措置計画認可申請書 (12) 災害対策資料	緊急対策室
4.事業所外運搬に関する資料	(1) 全国道路地図 (2) 海図（日本領海部分） (3) 核燃料輸送物安全解析書	緊急対策室

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

別表２－４－１１ 敦賀対策本部が設置される場所に備え付ける資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画 ② 原子炉施設保安規定 ③ 事故対策規程 ④ 災害対策管理要領 ⑤ 防火・防災管理要領 ⑥ 危険物予防規程 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 事故・トラブル通報・連絡要領	敦賀事業本部 緊急時対策室
2. 社会環境に関する資料	(1) もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（２万５千分の１） ③ もんじゅ周辺地図（５万分の１） ④ 市町村市街図	敦賀事業本部 緊急時対策室
3. 放射能影響推定に関する資料	(1) 気象観測データ (2) 空間線量モニタリング配置図 (3) 環境試料サンプリング位置図 (4) 環境モニタリング測定データ (5) 「もんじゅ」概略系統図 (6) 原子炉設置（変更）許可申請書 (7) 系統図 (8) プラント配置図 (9) プロセス及び放射線計測配置図 (10) プラント主要設備概要 (11) 原子炉施設廃止措置計画認可申請書 (12) 災害対策資料	敦賀事業本部 緊急時対策室
4. 事業所外運搬に関する資料	(1) 全国道路地図 (2) 海図（日本領海部分） (3) 核燃料輸送物安全解析書	敦賀事業本部 緊急時対策室

別表 2-4-12 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画 ② 原子炉施設保安規定	機構本部事務所
2. 設備に関する資料	(1) 高速増殖原型炉もんじゅ設備資料 ① 原子炉設置（変更）許可申請書 ② プラント配置図 ③ 原子炉施設廃止措置計画認可申請書 ④ 災害対策資料	機構本部事務所

別表 2-4-13 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) もんじゅにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画 ② 原子炉施設保安規定 ③ 事故対策規程 ④ 災害対策管理要領 ⑤ 防火・防災管理要領 ⑥ 危険物予防規程 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 事故・トラブル通報・連絡要領	敦賀事業本部事務所
2. 社会環境に関する資料	(1) もんじゅ周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) もんじゅ周辺環境資料 ① もんじゅ周辺航空写真 ② もんじゅ周辺地図（2万5千分の1） ③ もんじゅ周辺地図（5万分の1） ④ 市町村市街図	敦賀事業本部事務所
3. その他関連資料	(1) 原子炉設置（変更）許可申請書 (2) プラント配置図 (3) 原子炉施設廃止措置計画認可申請書	敦賀事業本部事務所

別表 2-4-14 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

区 分	資 料 名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ※① 原子力事業者防災業務計画 ※② 原子炉施設保安規定	緊急時対応センター (E R C)
2. 設備に関する資料	(1) 高速増殖原型炉もんじゅ設備資料 ※① 原子炉設置（変更）許可申請書 ※② プラント配置図 ③ 原子炉施設廃止措置計画認可申請書 ④ 災害対策資料	緊急時対応センター (E R C)

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表 2-5-15 緊急事態応急対策等の活動で使用する設備

分 類	名 称	数 量	点検頻度	保管場所
気象観測設備	風向風速計（EL37m）	1 式	1 回／年	もんじゅ 敷地境界内
	風向風速計（EL172m）	1 式	1 回／年	もんじゅ 敷地境界内

別表 2-5-16 もんじゅの緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

緊急対策室

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 9 8 m ²
耐震性・耐津波	・耐震構造（建築基準法の 1. 5 倍） ・T. P. 約 2 1 m
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 2 1 5, 0 0 0ℓ（約 7 日分）
通信設備	・別表 2-3-5 のとおり

別表 2-5-17 敦賀事業本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

敦賀事業本部緊急時対策室

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 8 0 m ²
耐震性・耐津波	・耐震構造（建築基準法の 1. 5 倍） ・T. P. 約 7 m
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 8 0 0ℓ（約 7 日分）
通信設備	・別表 2-3-7 のとおり

別表 2-5-18 機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

機構本部緊急時対策室

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 3 1 0 m ²
耐震性・耐津波	・免震構造 ・T. P. 約 3 0 m
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機
燃料	・備蓄燃料 約 1 6, 8 0 0ℓ（約 7 日分）
通信設備	・別表 2-3-8 のとおり

別表 2-5-19 E R S S 伝送データ項目

No	常時伝送項目	単位
1	排気筒モニタ A(低レンジ)放射能	cps
2	排気筒モニタ B(低レンジ)放射能	cps
3	排気筒モニタ A(高レンジ)放射能	μ A
4	排気筒モニタ B(高レンジ)放射能	μ A
5	排水モニタ放射能	cps
6	気象観測塔 風向	—
7	もんじゅ MS 風向	—
8	気象観測塔 風速	m/s
9	もんじゅ MS 風速	m/s
10	もんじゅ MS 大気安定度	—
11	もんじゅ MP-1(低) 空間線量率	nGy/h
12	もんじゅ MP-1(高) 空間線量率	nGy/h
13	もんじゅ MP-2(低) 空間線量率	nGy/h
14	もんじゅ MP-2(高) 空間線量率	nGy/h
15	もんじゅ MP-3(低) 空間線量率	nGy/h
16	もんじゅ MP-3(高) 空間線量率	nGy/h
17	もんじゅ MP-4(低) 空間線量率	nGy/h
18	もんじゅ MP-4(高) 空間線量率	nGy/h

別表 2-5-20 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 原子力機構敦賀事業本部事務所

所在地	福井県敦賀市木崎 65-20
もんじゅからの距離	約 11 k m
敷地面積、敷地標高	約 11,700 m ² 、EL.7m
施設構成、概要	事務所建屋総面積 約 3,600 m ² （事務所 1～3 階+アトムホール 1～2 階）
その他	隣接して駐車場あり

2. 原子力機構ひばりヶ丘体育館・グラウンド

所在地	福井県敦賀市砂流 11-12-2
もんじゅからの距離	約 14 k m
敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 27,800 m ² 、EL.24m
施設構成、概要	体育館総面積 約 1,700 m ²
その他	隣接して社宅建屋有り

3. 原子力機構ひばり寮

所在地	福井県敦賀市砂流 50-12-1
もんじゅからの距離	約 14 k m
敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 5,200 m ² 、EL.22m
施設構成、概要	寮共用場所総面積 約 220 m ² （食堂+会議室）
その他	敷地内に駐車場あり

4. 原子力機構福井事務所

所在地	福井県福井市毛矢 1-10-1
もんじゅからの距離	約 41 k m
敷地面積、敷地標高	執務室総面積 約 400 m ² 、EL.7m
施設構成、概要	商業ビル（10 階建ビルの 4 階に執務室）
その他	賃貸ビル利用

5. 原子力機構原子力緊急時支援・研修センター福井支所

所在地	福井県敦賀市縄間 54-6-2
もんじゅからの距離	約 7 k m
敷地面積、敷地標高	敷地面積 約 6,000 m ² 、EL.11m
施設構成、概要	支援・研修建屋 1 階 会議・研修室総面積 約 130 m ²
その他	敷地内に駐車場あり

別表 2－6－2 1 もんじゅにおける原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻 度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	情報班、総務班、対外対応班、消防班、放射線管理班、運転班及び補修班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	・原災法及び関係法令の概要 ・もんじゅ原子力防災業務計画の概要 ・もんじゅ原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・もんじゅの原子力防災組織の構成、各班の職務 ・緊急時運転操作等の概要
もんじゅ及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識	対外対応班、放射線管理班、運転班及び補修班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年 施設又は設備に変更が生じた場合	・もんじゅの放射線監視設備 ・事故時対応操作と関連設備 ・輸送容器の種類及び構造 ・緊急対策室の機能
放射線防護に関する知識	消防班、放射線管理班、運転班及び補修班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	入所時及び1回／3年。ただし、あらかじめ定める基準を満足する場合は省略（労働安全衛生法に定める特別教育にて実施）	・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む。）のための措置
	総務班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	・被ばくに対する応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	放射線管理班及び運転班のもんじゅ現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合並びに測定方法及び機器を含む設備に変更が生じた場合	・測定機器の用途、目的及び測定方法 ・測定機器の取扱い

（注）防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の要員に伝達教育を行う。

別表 2－6－2 2 敦賀事業本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 原災法及び関係法令の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・ 敦賀対策本部の組織構成、各班の職務
放射線防護に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響 ・ 放射線防護（除染を含む）のための措置 ・ 被ばくに対する応急手当の知識

別表 2－6－2 3 機構本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、支援班、東京支援班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 原災法、関係法令等の概要 ・ 原子力事業者防災業務計画の概要 ・ 機構対策本部の組織構成、各班の職務 ・ 事故・故障及び災害の事例とその対応
放射線防護に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、支援班、東京支援班のうち指名された者	1 回／3 年	・ 放射線に関する基礎知識 ・ 放射線による被ばくとその経路 ・ 放射線の人体に及ぼす影響と防護

別表 2－7－2 4 原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
総合防災訓練	機構対策本部、敦賀対策本部、もんじゅの現地対策本部要員等	1回／年	機構対策本部及び敦賀対策本部と合同による訓練を行い、原子力機構内における対策本部設置運営、情報連絡、技術的検討、もんじゅ現地対策本部の支援等が円滑に行われることを確認する。 なお、訓練は、原子力災害の発生を想定し、要素訓練に記載する項目を適宜組み合わせで行う。
要素訓練	もんじゅ現地対策本部要員等	1回／年	要素訓練の項目は、訓練で適宜組み合わせで行うが、組み合わせを実施しない項目については、個別に訓練を行う。 ①要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行う。 ②通報訓練 事象発生から終結までの情報を収集し、関係個所に通報、連絡を行う。 ③緊急時環境モニタリング もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺について、モニタリングカーによる空間放射線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定等を行う。 ④もんじゅ施設内退避者誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、協力会社社員、外来者及び災害対策活動に従事しない所員について、退避誘導者により指定された集合・退避場所に誘導する。 ⑤原子力災害医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去及び応急処置等の対応を行う。

別表 2－8－25 原子力緊急事態支援組織

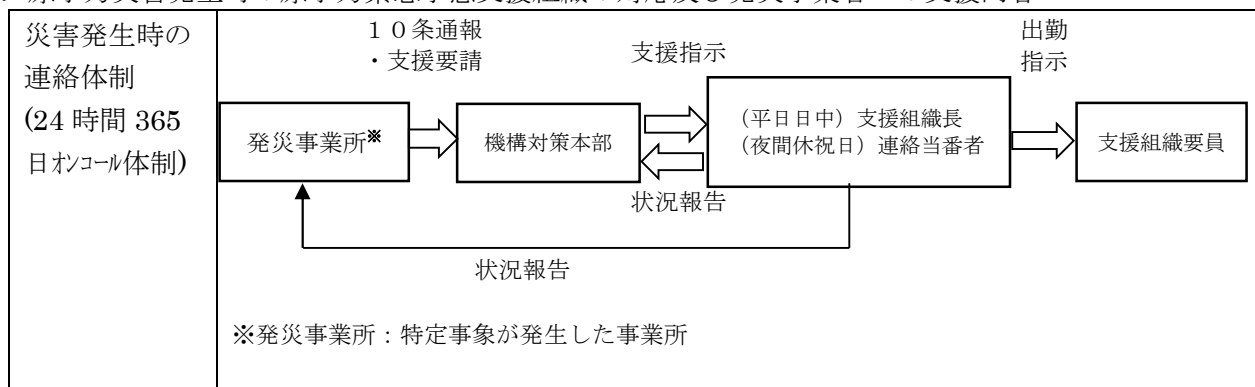
1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	原子力機構 福島廃炉安全工学研究所
所在地	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22
施設概要	福島廃炉安全工学研究所檜葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等
要員数	7 名以上（組織長、支援組織要員）

2. 平時の主な業務

資機材の管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・ 場所 : 福島廃炉安全工学研究所檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・ 頻度 : 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・ 主な内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 機構内各事業所の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・ 場所 : 福島廃炉安全工学研究所檜葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・ 頻度 : 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・ 主な内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容



発災事業所への支援内容	・ 機構対策本部長からの支援指示後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、原子力事業所災害対策支援拠点等まで資機材を搬送し、災害事業所の要員に引き渡す。 ・ 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプター等による原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・ 以上の活動については、機構対策本部の指揮命令のもとに実施する。
-------------	--

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	2 台	試験棟の一部及び 付属建屋の一部、 車庫の一部、倉庫 の一部
	作業用ロボット（障害物撤去等）	2 台	
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2 台	
現地活動用 資機材	作業用資機材	1 式	
	一般資機材	1 式	
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2 台	

別表 3－1－2 6 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

EAL 区分	EAL 番号	EAL 事象	説 明 (注)
冷 や す	A L 2 6	＜全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）＞ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 1 5 分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である 675℃を超えない。のため適用外とする。
	A L 3 0	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。 ・「使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置（NwL*1 -2000mm）となった場合をいう*2。
そ の 他 警 戒	A L 5 1	＜原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室」とは中央制御室及び制御盤室をいう。 ・原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、「原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること」はない。このため適用外とする。
	A L 5 2	＜所内外通信連絡機能の一部喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常（燃料池の水位を維持できない状態）が発生し、「①中央制御室からもんじゅ内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策室からもんじゅ外へ通信する手段」のいずれかが、どれか 1 つの手段のみとなる場合をいう。 ・「どれか 1 つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線において、どれか一つの手段のみとなった場合をいう。
	A L 5 3	＜重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等*3 の機能の一部が喪失するおそれがあること。	・「重要区域」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器が設置されている場所として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等」とは、安全上重要な構築物、系統又は機器として原子力事業者防災業務計画に定めるものをいう。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれ」とは、火災又は溢水により、別表 3－1－2 8 に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器のうち使用できる系統又は機器が 1 系統のみとなることをいう。 ・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。
そ の 他	—	＜地震発生（震度 6 弱以上）＞ 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	＜大津波警報発表＞ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	＜オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生＞ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	・原子炉施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。
	—	＜原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

*1：NwL：通常冷却材液位

*2：今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

*3：「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表 3－1－2 8 に示す。

(注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

別表３－１－２７ 原災法第１０条第１項に基づく通報基準及びEAL（１／４）

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 ^(注)
放射線量・ 放射性物質放出	SE01	政令 第４条 第４項 第１号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> １．原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備により、５マイクロシーベルト／時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 （１）以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（５マイクロシーベルト／時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。） ・排気筒モニタ ・燃料池エリアモニタ （２）当該数値が落雷の時に検出された場合 ２．原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて５マイクロシーベルト／時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、１マイクロシーベルト／時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第４条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、５マイクロシーベルト／時以上のものとなっているとき。 ただし、１マイクロシーベルト／時以上が検出されているときで、上記１．（１）又は（２）に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 このとき、１．（１）の「５マイクロシーベルト／時」は、「１マイクロシーベルト／時」に読み替える。	・「原災法第１１条第１項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト１，２，３，４ ・「放射線測定設備により、５マイクロシーベルト／時（１マイクロシーベルト／時）以上を検出」とは、単位時間（２分以内のものとして「１分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が５マイクロシーベルト／時（１マイクロシーベルト／時）以上のときをいう。 ・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・「原因を直ちに原子力規制委員会へ報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・「通報事象等規則第４条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、１時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の１基で１０分間以上継続又は２基以上について、５マイクロシーベルト／時を検出した場合は、GE01にも該当する。 この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象（１０条）の通報書面に緊急事態事象（１５条）にも該当する旨の記載を行うことにより、１本化して通報を行うことができる。
	SE02	政令 第４条 第４項 第２号 規則 第５条 第１項	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５マイクロシーベルト／時以上に相当するものとして規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する。）	・「排気筒その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排気筒ガスモニタ（スタックモニタ計器室（Ａ）） ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、排気筒にて測定される計数率で判断する。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象（１０条）の通報書面に緊急事態事象（１５条）にも該当する旨の記載を行うことにより、１本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令 第４条 第４項 第２号 規則 第５条 第１項	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が５マイクロシーベルト／時に相当するものとして規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定（１０分間以上継続して検出する。）	・「排水口その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排水モニタ（排水モニタ室） ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第５条第１項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口にて測定される計数率で判断する。 ・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象（１０条）の通報書面に緊急事態事象（１５条）にも該当する旨の記載を行うことにより、１本化して通報を行うことができる。

別表 3-1-27 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (2/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第 4 条第 4 項第 3 号 (イ)	<火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 イ 50 マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10 分間以上継続して検出する。) なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「50 マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50 マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令第 4 条第 4 項第 3 号 (ロ)	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質の検出。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として 5 マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき
	SE06	規則第 7 条第 1 項第 2 号	<施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、新燃料又は使用済燃料の管理において、所在管理又はラック等の形状管理ができなくなり、臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
冷やす	SE26	規則第 7 条第 1 項第 1 号表中 (1)	<全交流電源の 5 分間以上喪失(旧基準炉)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。	※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である 675℃を超えない。このため適用外とする。

別表 3-1-27 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準及び EAL (3/4)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 (注)
冷やす	SE27	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 チ(2)	＜直流電源の部分喪失＞ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。	・「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、A,B,C 非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が 1 母線となった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器（予備充電器を含む）のみとなった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線のうち電源供給可能な母線が 1 母線となり、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池又は充電器（予備充電器を含む）のみとなったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。 - また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である 675℃を超えない。このため適用外とする。
	SE30	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 チ(3)	＜使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できていない」とは、燃料池の水位が燃料移送機案内管下端位置（NwL*1 -2000mm）より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。 ・「液位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって水面の位置が確認できない場合をいう。
その他脅威	SE51	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 チ(4)	＜原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が中央制御室及び制御盤室で原子炉液位の監視ができない状態をいう。 ・原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、原子炉の制御に支障が生じることはない。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、燃料池の水位を維持できない状態をいう。 ・燃料池の水位を維持できない状態において、「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失」したとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である 675℃を超えない。 ・以上のことから、適用外とする。
	SE52	規則 第 7 条 第 1 項 第 1 号 表中 チ(5)	＜所内外通信連絡機能の全て喪失＞ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	・「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉施設に何らかの異常（燃料池の水位を維持できない状態）が発生し、公衆回線、専用回線、ネットワーク回線等の通信回線の全ての機能が使用できなくなることをいう。

別表３－１－２７ 原災法第１０条第１項に基づく通報基準及びEAL（４／４）

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
その他脅威	SE53	規則 第7条 第1項 第1号 表中 チ(6)	＜火災・溢水による安全機能の一部喪失＞ 火災又は溢水が発生し、安全機器等*3の機能の一部が喪失すること。	・「火災」とは、もんじゅ内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ・「溢水」とは、もんじゅに施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で系統外に放出された液体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。 ・「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、別表３－１－２８に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなることをいう。
	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 チ(7)	＜防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	＜事業所外運搬での放射線量率の上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト／時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ
	XSE62	命令 第3条	＜事業所外運搬での放射性物質漏えい＞ 火災、爆発その他これらに類する事象により命令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ

*1：NwL：通常冷却材液位

*2：今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。

*3：「安全機器等」とは、「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表３－１－２８に示す。

本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

（注）「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

別表３－１－２８ 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

「ＡＬ５３」および「ＳＥ５３」で規定される「安全機器等」は、下表のとおり。

機器又は系統名	場 所	関連するＥＡＬ番号	備 考
非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室（Ａ、Ｂ）	SE26、GE26	適用外の EAL26 に係る機器のため、対象外
中央制御室 主盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外の EAL51 に係る機器のため、対象外
中央制御室 原子炉補助盤	中央制御室	SE51、GE51	適用外の EAL51 に係る機器のため、対象外
中央制御室空調装置	中央制御室空調装置室	SE51、GE51	適用外の EAL51 に係る機器のため、対象外
原子炉補機冷却水設備	補機冷却系室（Ａ、Ｂ、Ｃ）	SE26、GE26	適用外の EAL26 に係る機器のため、対象外
原子炉補機冷却海水設備	取水口	SE26、GE26	適用外の EAL26 に係る機器のため、対象外
充電器（予備充電器含む）	非常用低圧電気設備室（Ａ、Ｂ、Ｃ）	SE27、GE27	適用外の EAL27 に係る機器のため、対象外
蓄電池	バッテリー室（Ａ、Ｂ、Ｃ）	SE27、GE27	適用外の EAL27 に係る機器のため、対象外
炉外燃料貯蔵槽	炉外燃料貯蔵槽室	SE30、GE30	適用外の EAL30（炉外燃料貯蔵槽）に係る機器のため、対象外
炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ	炉外燃料貯蔵槽冷却系室（Ａ、Ｂ、Ｃ）	SE30、GE30	適用外の EAL30（炉外燃料貯蔵槽）に係る機器のため、対象外
燃料池	燃料池エリア	SE30、GE30	
燃料池冷却循環ポンプ	燃料池水冷却浄化系室	SE30、GE30	

別表３－１－２９ もんじゅが輸送物の安全に責任を有するもの

使用済燃料
照射試験片等（Ｌ型及び IP-1 型は除く。）

なお、照射試験片等の輸送については、当機構が原子力損害の賠償に関する法律に基づく被保険者の場合に限る。

別表 3－2－30 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
服用基準	①. 原災法第10条第1項の規定に基づく通報以降、原子力施設内のエリアモニタで、0.1 mSv/hの空間線量率の上昇を検知した場合
服用対象者	原子力緊急時対策本部の全要員。ただし、服用不適格者は除く。 なお、慎重服用対象者には服用後、30分程度観察を行う。 (服用不適格者) ヨウ素剤過敏症の既往歴のある者 (慎重服用対象者) 造影剤過敏症の既往歴のある者、低補体性血管炎の過敏症の既往歴のある者又は治療中の者及びジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	1日、1回、医療品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を服用する。
服用回数	10日を限度とする。

別表３－２－３１ 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災：もんじゅ)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急 時対応センター (ERC)	東京事務所	2名	携帯電話	各1台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリン グセンター※1	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	1名 2名 1名	N a I シンチレーションサーベ イメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a I ポータブルスペクト ルメータ	1台 2台 1台 5台 3台 2台 6台 1台 1台 1台	・初期モニタリング ・中間モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事 業者支援連携本部 ※2 〔日本原子力発電(株) 敦賀地区本部〕	「ふげん」 敦賀地区組織	13名 2名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する 確認書 資機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各1台 1冊 1冊 1式 1台 9台 15台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置 の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染な ど
プレス対応	敦賀地区組織	2名	携帯電話	各1台	・緊急時記者発表
原子力防災センタ ー	「もんじゅ」 敦賀地区組織	1名 4名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図	各1台 1式 1式 1式 1式 1式	・原子力防災センターにおけ る設営準備 ・連絡会議への参加
福井県、敦賀市、 関係周辺都道府 県及び関係周辺 市町村の災害対 策本部	「もんじゅ」 敦賀地区組織	20名	携帯電話	各1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項の支援
事業所外運搬に係 る特定事象発生場 所	「もんじゅ」 「発災元副原子力 防災管理者」 敦賀地区組織	5名 1名 3名	道路地図 安全解析書 携帯電話 N a I シンチレーションサーベイメ ータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	1式 1式 1台 2台 2台 2台 1式 1台 4台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染な ど

※1：警戒体制発令時においては、関係機関からの要請に応じて派遣する。

※2：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域
原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称

敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表 3－2－3 2 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

法人の名称	株式会社ナスカ
主たる事務所の所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6
業務の範囲及び 実施方法	・ホイルローダーを使用した瓦礫等の障害物の除去 ・ホイルローダーを使用した電源車燃料運搬経路の確保 ・上記の業務に付帯する業務

別表 3-3-33 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準及び EAL (1/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明 ^(注)
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号	<敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。	・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト 1, 2, 3, 4 ・「5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。 ・「1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10 分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 12 条	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する。)	・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02 に準ずる。
	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 12 条	<通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 5 マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第 5 条第 1 項で定める基準(規則第 5 条第 1 項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する。)	・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03 に準ずる。
	GE04	政令第 6 条第 3 項第 2 号	<火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。)外の場所(政令第 4 条第 4 項第 2 号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。 イ 5 ミリシーベルト/時以上の放射線量(10 分間以上継続して検出する。) なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「5 ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5 ミリシーベルト/時以上である場合をいう。

別表 3-3-33 原災法第15条第1項に関する報告基準及びEAL (2/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<施設内(原子炉外) 臨界事故> 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
冷やす	GE26	規則第14条表中チ(1)	<全交流電源の30分間以上喪失(旧基準炉)> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	・「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、全ての所内高圧母線が使用不能となったことをいう。 ※廃止措置への移行に伴い燃料池水が全て喪失した場合、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、全交流電源の供給停止を想定したとしても、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。
	GE27	規則第14条表中チ(2)	<全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	・「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、A,B,C 非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったことをいう。 ※廃止措置への移行に伴い非常用直流母線の全ての直流母線が使用不能となったとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。 また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である675℃を超えない。このため適用外とする。
	GE30	規則第14条表中チ(3)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。	・「使用済燃料貯蔵槽」とは、燃料池をいう。 ・燃料池の水位が缶詰缶頂部位置(NwL*1-7250mm)より低下し、放射線モニタの指示値が有意に上昇している場合をいう*2。

別表３－３－３３ 原災法第１５条第１項に関する報告基準及びEAL（３／３）

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明 (注)
その他脅威	GE51	規則 第１４条 表中 チ(4)	＜原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失＞ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	・「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の異常な上昇により中央制御室及び制御盤室からの退避が必要な場合をいう。 ・原子炉から全ての燃料が取り出された状態にあるため、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することはない。 ・「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、燃料池の水位を維持できない状態をいう。 ・燃料池の水位を維持できない状態において、「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失」したとしても、燃料池の水位は目視での監視が可能であり、燃料池水位監視への影響はない。また、燃料池水が全て喪失したとしても、放散熱が燃料体の崩壊熱を上回るため、燃料体の被ふく管肉厚中心温度が定格運転時の熱的制限値である 675℃を超えない。 ・以上のことから、適用外とする。
	GE55	規則 第１４条 表中 チ(5)	＜住民の避難を開始する必要がある事象発生＞ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE61	政令 第６条 第３項 第３号	＜事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞ 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において 1.0 ミリシーベルト／時以上の放射線量が命令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。 なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。
	XGE62	命令 第 4 条	＜事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞ 事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により命令第 4 条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度サーベイメータ ○事業所外運搬容器において L 型及び IP-1 型は適用除外とする。

*1：NwL：通常冷却材液位

*2：今後は、燃料池水位NwL-500mm以下が計測できる水位計を設置することとし、EALの説明を見直す。
本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

(注)「もんじゅ」特有のEALについては、今後の法令の改正等を踏まえて適宜見直しを行っていく。

別表 3-3-3 4 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降)

(発災：もんじゅ)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター (ERC)	東京事務所	2 名	携帯電話	各 1 台	・ 事後対策情報の提供 ・ 決定事項の伝達
原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	4 名 3 名 4 名	携帯電話 もんじゅ周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 人員輸送車両	各 1 台 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 2 台	・ 総合調整の協力 ・ 住民への広報支援の協力 ・ プレス対応 ・ 放射線影響評価、予測の協力 ・ 事故状況把握、進展予測の協力 ・ 原子力防災センターにおける管理の協力 ・ 地域住民等の避難措置への協力
原子力災害合同対策協議会	敦賀地区組織	2 名	携帯電話	各 1 台	・ 関係機関との調整 ・ 情報の共有化
事業者支援連携 (原子力防災センター内)	敦賀地区組織	2 名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画	1 台 各 1 名 1 式 1 式	・ 原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・ 原子力事業者支援本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	1 名 2 名 1 名	N a I シンチレーションサーバイメータ 電離箱式サーバイメータ モニタリングカー (ふげん) 表面汚染密度測定用サーバイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー (ハイボリューム) エアサンプラー (ローボリューム) ゲルマニウム (Ge) 検出器 In situ Ge検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 2 台 1 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・ 初期モニタリング ・ 中間モニタリング
原子力事業者支援本部 (日本原子力発電 (株) 敦賀地区本部)	「ふげん」 敦賀地区組織	13 名 2 名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーバイメータ 個人線量計	各 1 台 1 冊 1 冊 1 式 1 台 9 台 15 台	・ 機構内への情報提供 ・ 事業者間の要員派遣調整 ・ オフサイト活動の人員、配置の調整 ・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など
福井県、敦賀市、関係周辺都道府県及び関係周辺市町村の災害対策本部	「もんじゅ」 敦賀地区組織	20 名	携帯電話	各 1 台	・ 事故情報提供 ・ 決定事項等の伝達 ・ 技術的事項の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	「もんじゅ」 「発災元副原子力防災管理者」 敦賀地区組織	5 名 1 名 3 名	道路地図 安全解析書 携帯電話 N a I シンチレーションサーバイメータ 電離箱式サーバイメータ 表面汚染密度測定用サーバイメータ 除染キット 機材・要員用輸送車両 個人線量計	1 式 1 式 各 1 台 2 台 2 台 2 台 1 式 1 台 4 台	・ 環境放射線モニタリング ・ 避難退域時検査及び除染など

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称

敦賀地区組織：「もんじゅ」及び「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表４－２－３５ 原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第１５条第４項の原子力緊急事態解除宣言後)

(発災：もんじゅ)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（ＥＲＣ）	東京事務所	２名	携帯電話	各１台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	１名 ２名 １名	ＮａＩシンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ モニタリングカー（ふげん） 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型ＮａＩポータブルスペクトルメータ	１台 ２台 １台 ５台 ３台 ２台 ６台 １台 １台 １台	・復旧期モニタリング
原子力防災センター 事後対策組織等 (汚染検査、汚染除去に関する事項)	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	３名 ４名 １名	要員・機材輸送車 表面汚染密度測定用サーベイメータ スマヤろ紙 ウエス	１台 ４台 １式 １式	・復旧期環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
原子力防災センター 事後対策組織等 (広報活動に関する事項)	「もんじゅ」 敦賀地区組織	１名 ３名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	１冊 １式 １台	・事後対策組織の設営準備 ・もんじゅ現地対策本部と事後対策組織との情報交換 ・対策の実施状況の広報資料の作成 ・記者発表の実施
原子力防災センター 事後対策組織等 (住民相談窓口の設置に関する事項)	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	１名 １名 ２名	原子力事業者防災業務計画	１冊	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・事故対策本部への協力 ・被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応
原子力事業者支援本部 (日本原子力発電(株)敦賀地区本部)	「ふげん」 敦賀地区組織	１３名 ２名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各１台 １冊 １冊 １式 １台 ９台 １５台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称
敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣

別表５－１－３６ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（１／４）
（関西電力（株）又は日本原子力発電（株）が発災事業者の場合）

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	６名 ２名 ９名	モニタリングカー Na I シンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型Na I ポータブルスペクトルメータ	２台 １台 ２台 ５台 ３台 ２台 ６台 １台 １台 １台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
事業者支援連携（原子力防災センター内）	「ふげん」 「もんじゅ」 敦賀地区組織	１名 １名 ２名	要員・機材用輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画	１台 各１台 １式 １式	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部※１への情報連絡
若狭地域原子力事業者支援連携本部※１※２	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	５名 ５名 ５名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地方公共団体地域防災計画 若狭地域原子力事業者連携に関する確認書 資機材・要員用輸送車両 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計 除染器具（敦賀事業本部） 高圧洗浄機（敦賀事業本部）	各１台 １冊 １冊 １式 １台 ６台 １０台 １式 １台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退却時検査及び除染など
もんじゅ緊急処置施設	「もんじゅ」	２名	緊急処置施設内設備及び資機材	１式	・地方公共団体医療本部等からの受入れ要請に対応した原子力災害医療協力

※１：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

※２：関西電力㈱美浜発電所が発災事業者の場合：関西電力㈱美浜整備センター

関西電力㈱大飯発電所又は高浜発電所が発災事業者の場合：関西電力㈱原子力研修センター

日本原子力発電㈱が発災事業者の場合：原子力緊急時支援・研修センター福井支所

※３：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称

敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－３６ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（２／４）
（「ふげん」が発災場所の場合）

<原子力防災体制発令後>

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀地区組織	３名 １名	モニタリングカー NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型NaIポータブルスペクトルメータ	１台 １台 ２台 ５台 ３台 ２台 ６台 １台 １台 １台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 敦賀地区組織	１０名 ５名	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各１台 ９台 １５台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称

敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－３６ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（３／４）
（「ふげん」が発災場所の場合）

<原災法 15 条第 2 項の原子力緊急事態宣言発出以降>

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力防災センター	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	4 名 3 名 4 名	携帯電話	各 1 台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力
事業者支援連携 （原子力防災センター内）	「もんじゅ」 敦賀地区組織	1 名 3 名	携帯電話	各 1 名	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀地区組織	3 名 1 名	モニタリングカー N a I シンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型 N a I ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・初期モニタリング ・中期モニタリング ・復旧期モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 敦賀地区組織	10 名 5 名	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難・退域時検査及び除染など
もんじゅ 緊急処置施設	「もんじゅ」	2 名	緊急処置施設内設備及び資機材	1 式	・地方公共団体医療本部等からの受入れ要請に対応した原子力災害医療

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく原子力事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称

敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－１－３６ 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策等における要員の派遣、資機材の貸与（４／４）
（「ふげん」が発災場所の場合）

＜原災法 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後＞

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「もんじゅ」 敦賀地区組織	3 名 1 名	モニタリングカー NaI シンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ローボリューム） ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型 NaI ポータブルスペクトルメータ	1 台 1 台 2 台 5 台 3 台 2 台 6 台 1 台 1 台 1 台	・復旧期モニタリング
事後対策組織等 （汚染検査、汚染除去に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	6 名 1 名 1 名	_____	—	・復旧環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
事後対策組織等 （住民相談窓口の設置に関する事項）	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	1 名 1 名 2 名	_____	—	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応
若狭地域原子力事業者支援連携本部※ 〔日本原子力発電（株）敦賀地区本部〕	「もんじゅ」 敦賀地区組織	10 名 5 名	携帯電話 表面汚染密度測定用サーベイメータ 個人線量計	各 1 台 9 台 15 台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整 ・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など

※：「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」に基づく事業者支援本部が設置され運営開始された後は、若狭地域原子力事業者支援連携本部の活動は原子力事業者支援本部の活動に移行する。

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称

敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表５－２－３７ 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する
事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態等における要員の派遣、資機材の貸与

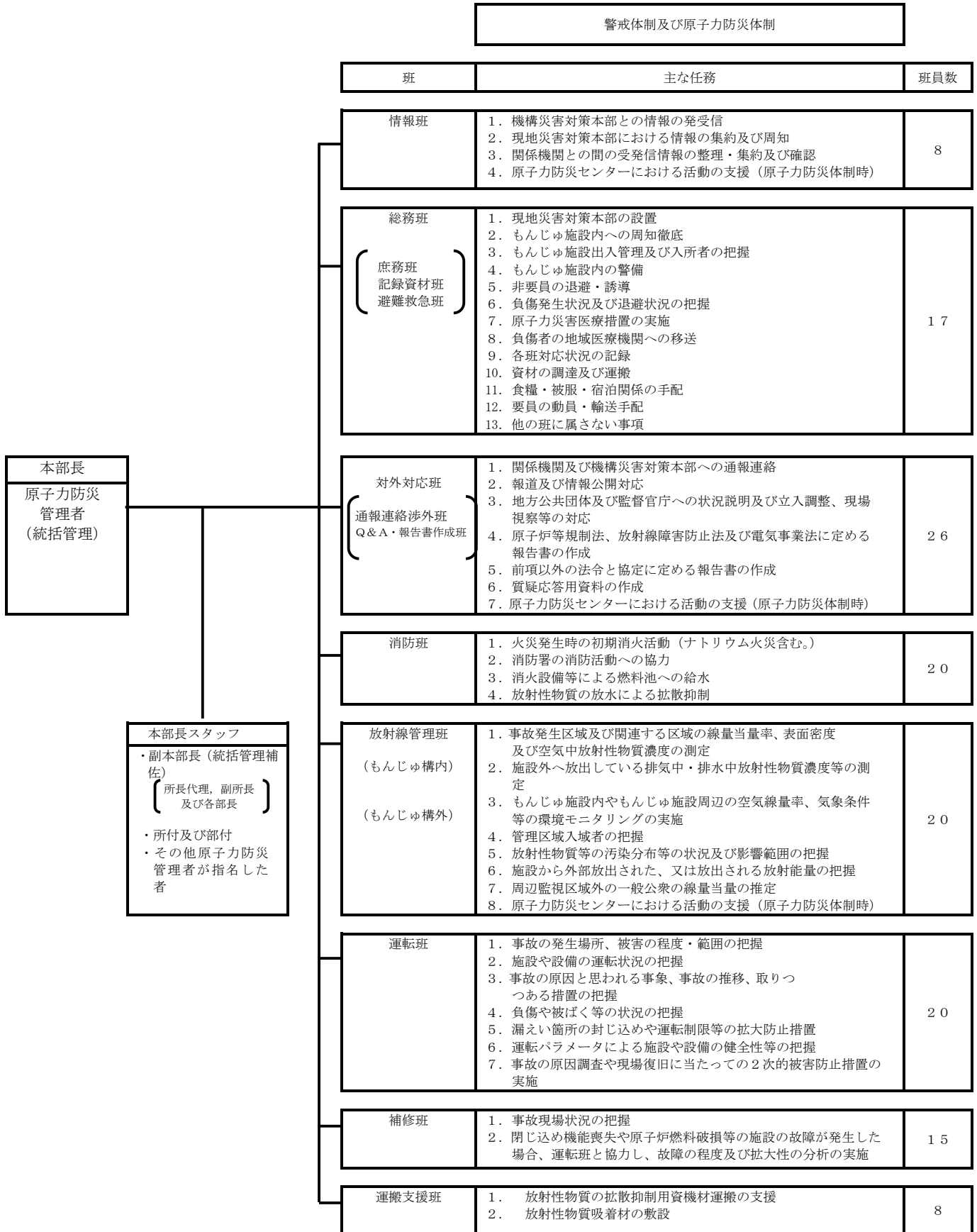
(原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与)

派遣先	派遣組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	6名 3名 6名	モニタリングカー NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 可搬式モニタリングポスト 可搬式ダストサンブラ 個人線量計	2台 4台 9台 9台 3台 5台 15台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など
事業所外運搬に係る特定事象発生場所 (もんじゅ付近で発災した場合)	「もんじゅ」 「ふげん」 敦賀地区組織	2名 2名 3名	携帯電話 NaIシンチレーションサーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 表面汚染密度測定用サーベイメータ 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	各1台 2台 2台 2台 1式 1台 7台	・環境放射線モニタリング ・避難退域時検査及び除染など

「ふげん」とは新型転換炉原型炉ふげんの略称

敦賀地区組織：「もんじゅ」、「ふげん」を除く敦賀地区各組織及び機構本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別図 2－1－1 もんじゅ原子力防災組織（もんじゅ現地対策本部の組織）



別図 2 - 2 - 2 敦賀対策本部の組織

警戒体制及び原子力防災体制		
構成		主な任務
敦賀対策本部長	本部長代理	・ 本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 本部長の補佐、支援対応への進言
	本部長スタッフ	・ 本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 本部長の補佐、支援対応への進言 ・ 本部長代理欠務時の代役
	情報専任者	・ 敦賀対策本部の支援情報全般の集約
	情報班	・ 情報の集約及び連絡 ・ 敦賀対策本部に関する時系列の整理
	広報班	・ 報道支援、報道への災害情報提供 ・ Q & A 対応
	総務班	・ 災害情報の敦賀事業本部内周知 ・ 支援要員対応 ・ 視察者等の調整支援 ・ 食料や被服の調達 ・ 地元住民に関する事項 ・ 原子力防災センターへの要員派遣整理※ ・ 事業者支援連携本部への要員派遣調整※
	地域対応班	・ 災害情報の地域説明支援 ・ Q & A 対応
	資材調達班	・ 現地対策本部の現場復旧に必要な資機材の調達
	厚生医療班	・ 現地対策本部の緊急医療支援

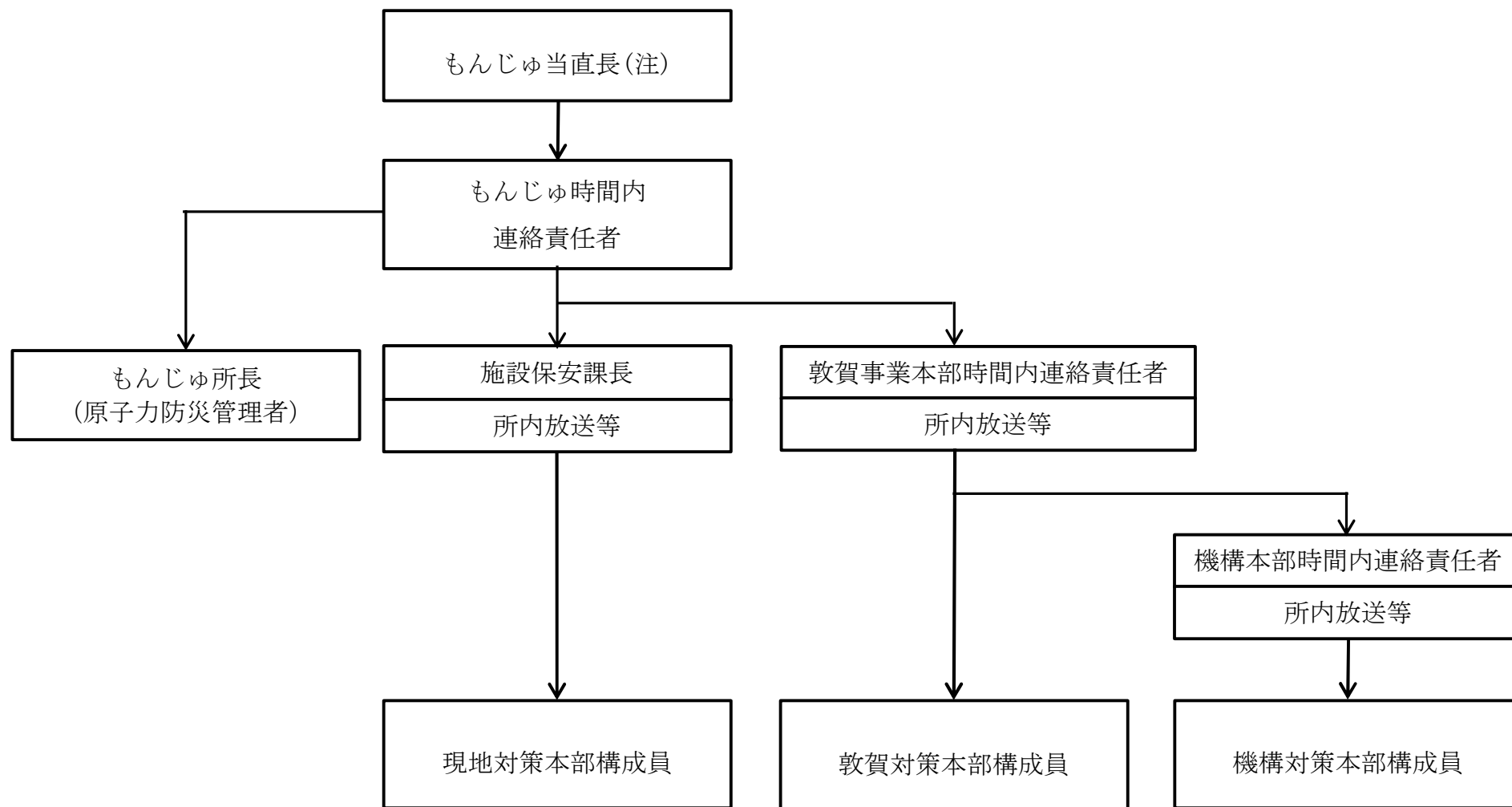
※：警戒体制発令時は除く。

別図 2 - 2 - 3 機構対策本部の組織

原子力防災体制		
構成		主な任務
機構対策本部長	副本部長	・ 本部長に支障がある場合の職務の代理 ・ 本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
	本部付	・ 本部長の補佐 ・ 支援方針に係る進言
	情報班	・ 情報の集約及び連絡 ・ 時系列の整理
	広報班	・ 報道対応支援 ・ 外部への情報提供 ・ Q & A 対応
	総務班	・ 情報の機構本部内周知 ・ 支援要員派遣及び支援資機材運搬に係る対応
	支援班	・ 支援方針に基づく被災事業所への支援対応 ・ 支援要員の調整 ・ 支援資機材等の確保及び管理 ・ 原子力災害医療支援 ・ 休憩所等の確保
	東京支援班	・ 東京地区政府間機関への説明、情報提供 ・ 東京事務所内への情報の周知 ・ 災害情報の報道支援
	原子力損害賠償対応班	・ 原子力損害が発生した場合における賠償に係る対応
	国等支援対策班	・ 国等からの支援要請内容の機構対策本部内への展開及び対応整理

※発生した事象に応じ機構対策本部長がこの組織から必要な作業班を設置するとともに、必要要員をその都度指名する。

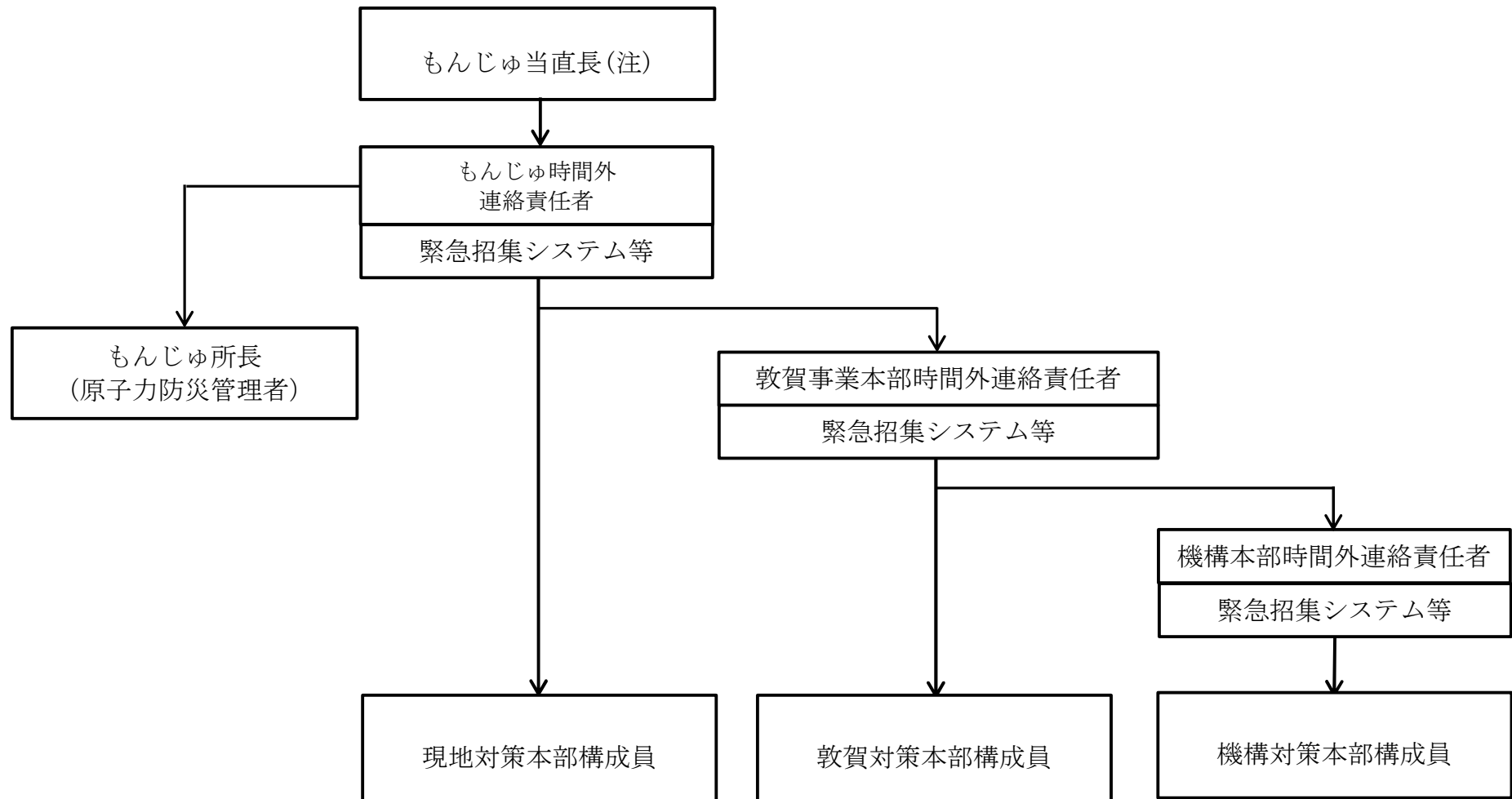
別図 2 - 2 - 4 各対策本部の非常招集連絡経路（1 / 2）（通常勤務時間内）



（注）事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

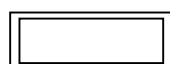
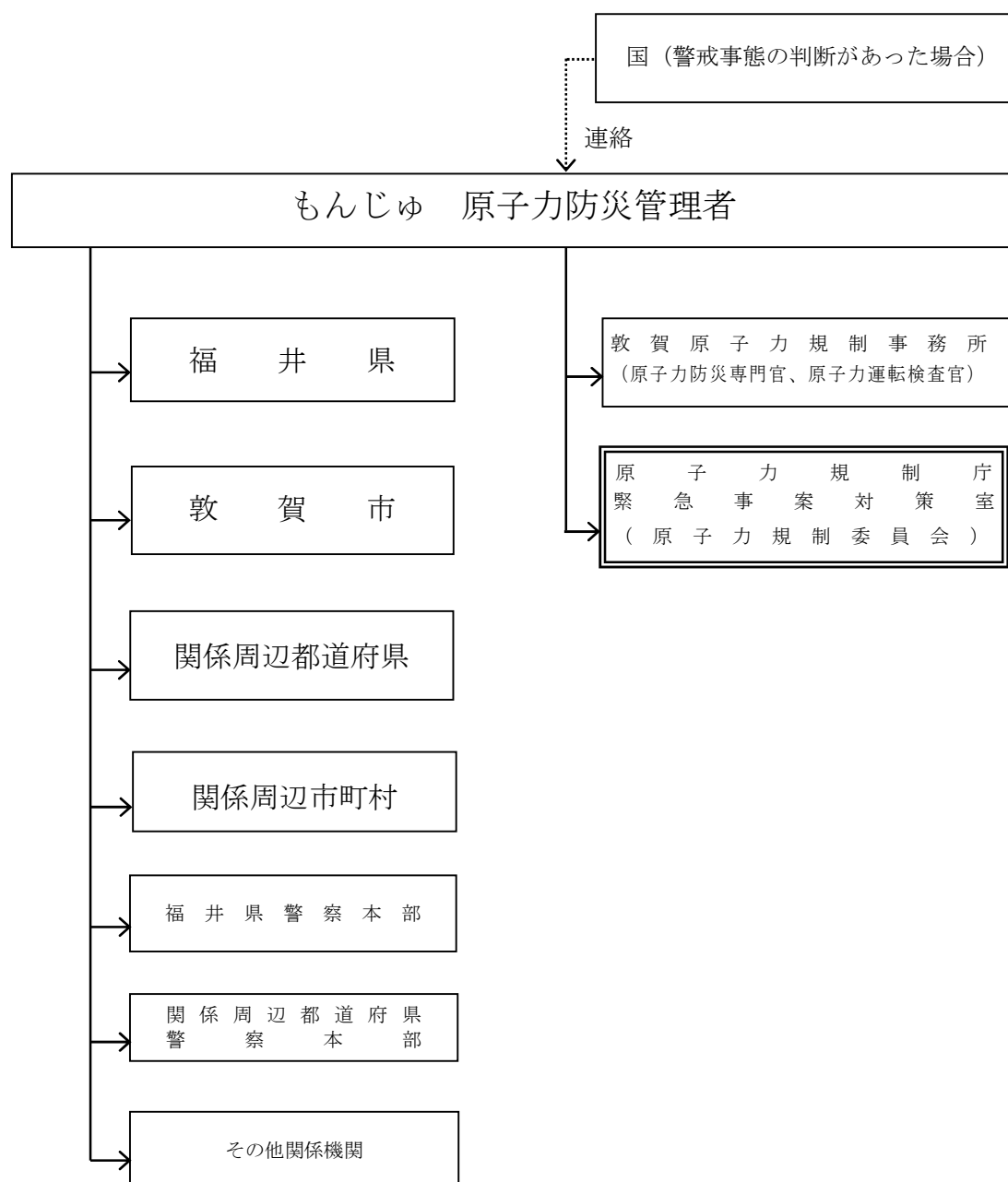
別図 2 - 2 - 4 各対策本部の非常招集連絡経路（2 / 2）（通常勤務時間外）



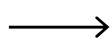
（注）事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

別図 2 - 2 - 5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路

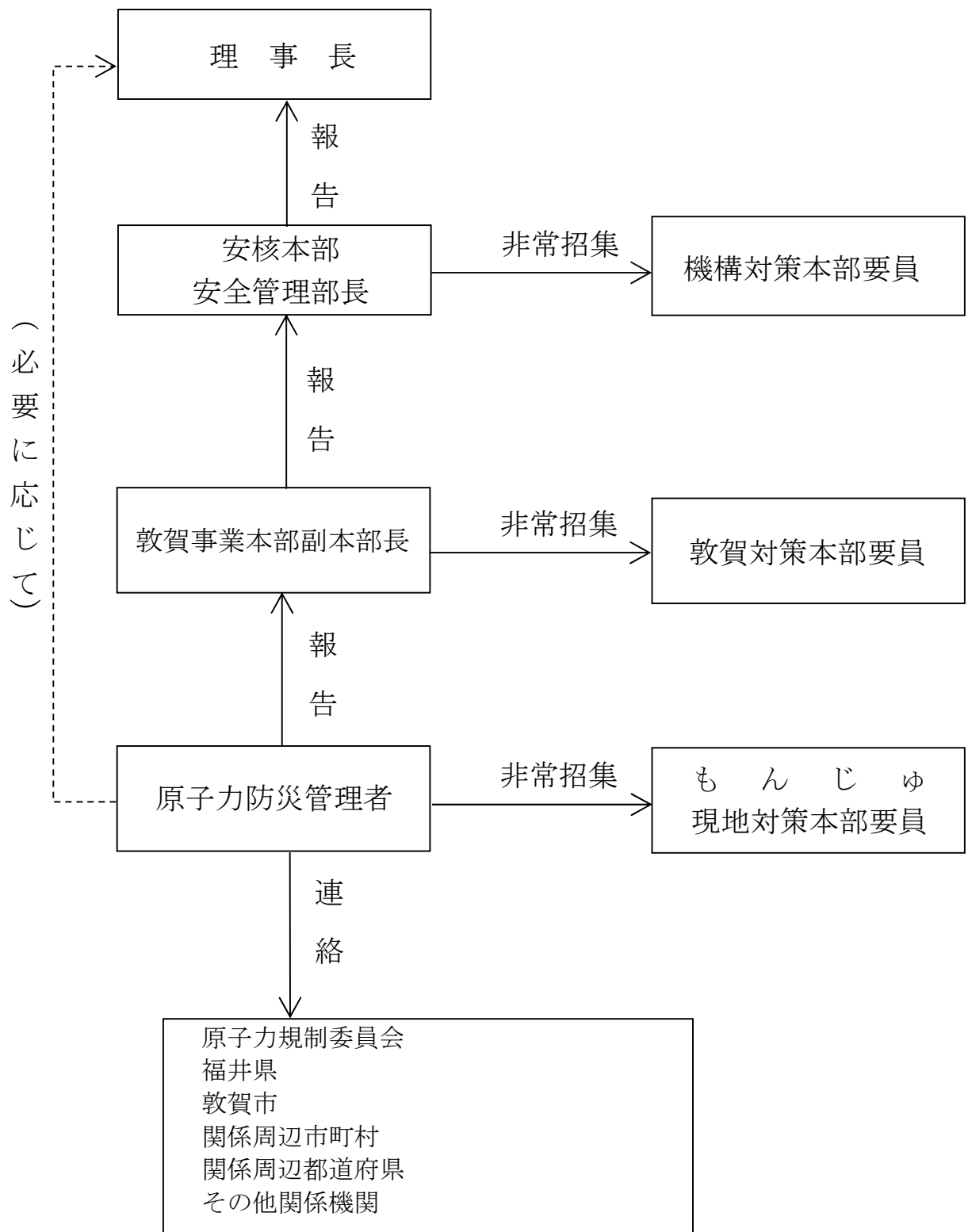


：防災業務計画等命令に係る通報先

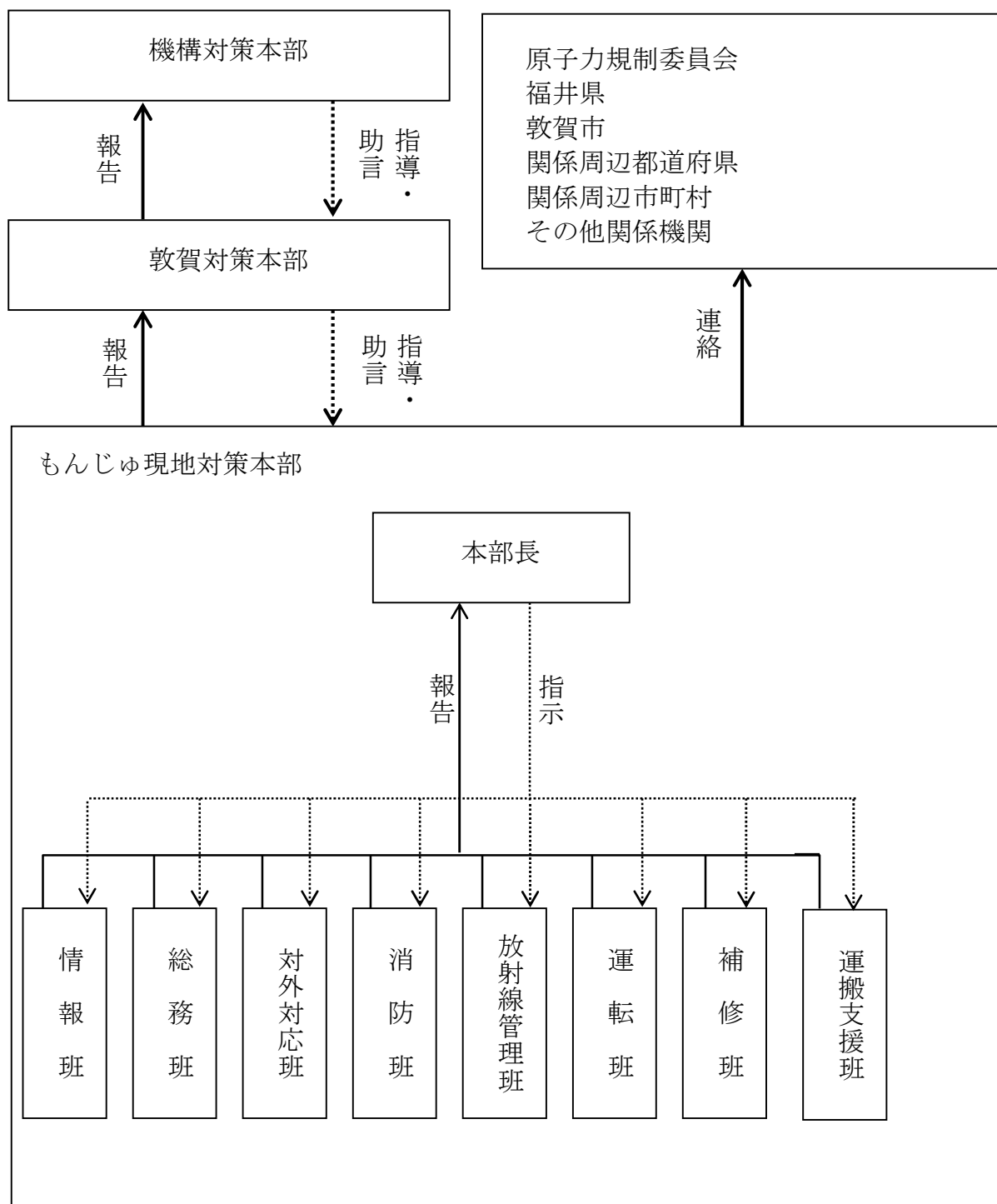


：通報

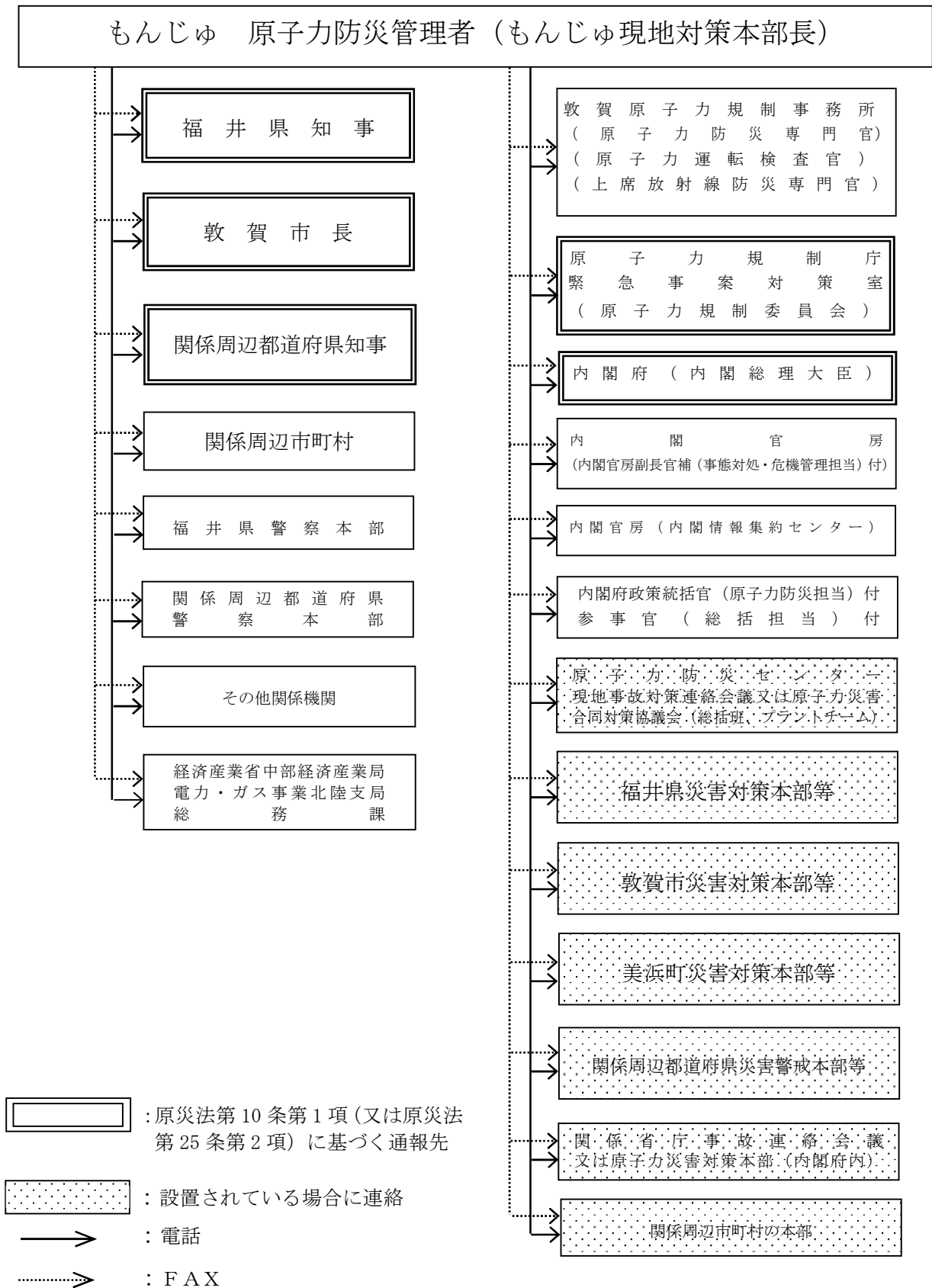
別図 2 - 2 - 6 警戒体制及び原子力防災体制発令時の連絡経路



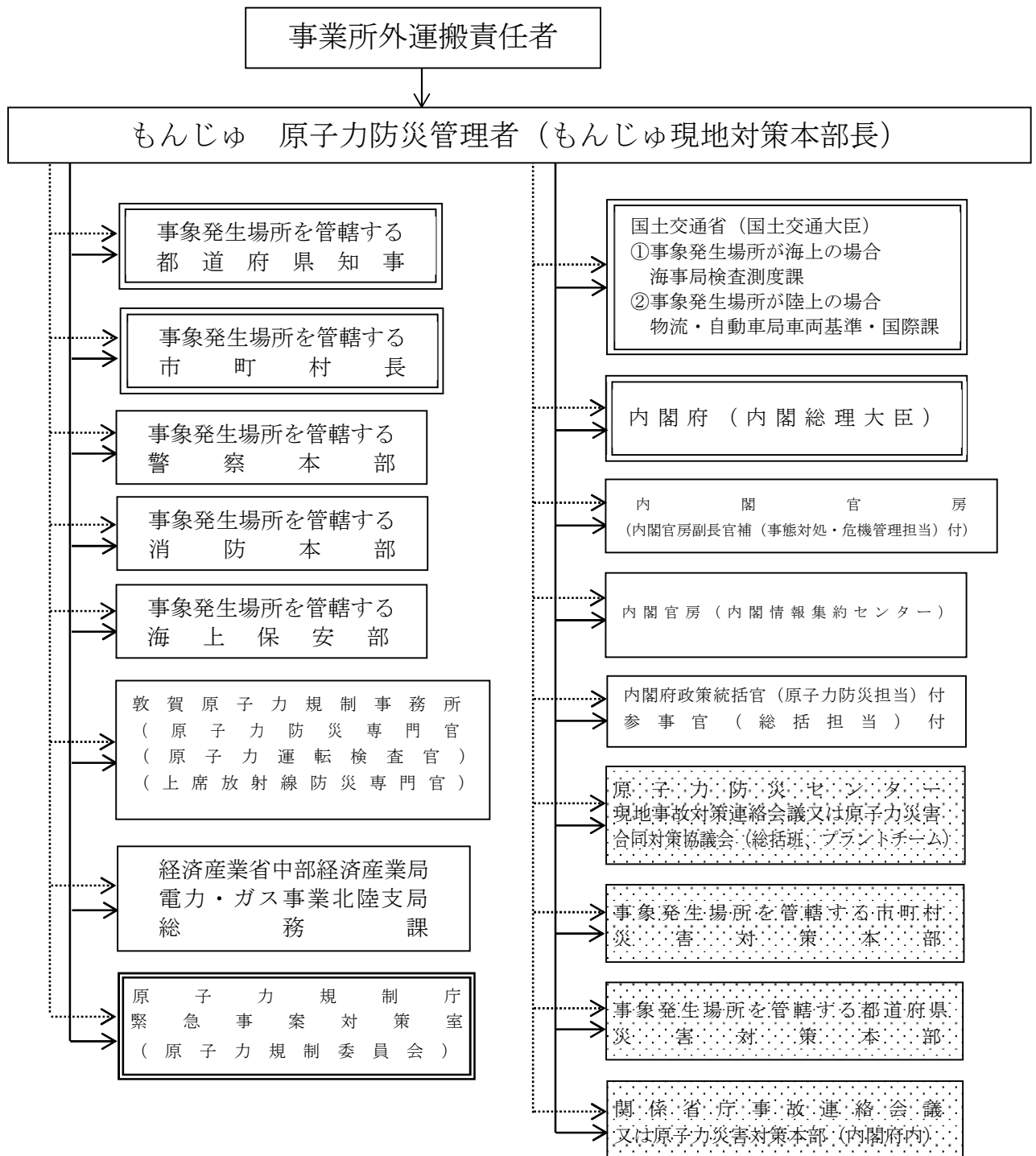
別図 2-2-7 もんじゅ現地対策本部設置後の報告連絡経路
(警戒体制及び原子力防災体制発令後の報告連絡経路)



別図 2 - 2 - 8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路



別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路



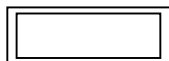
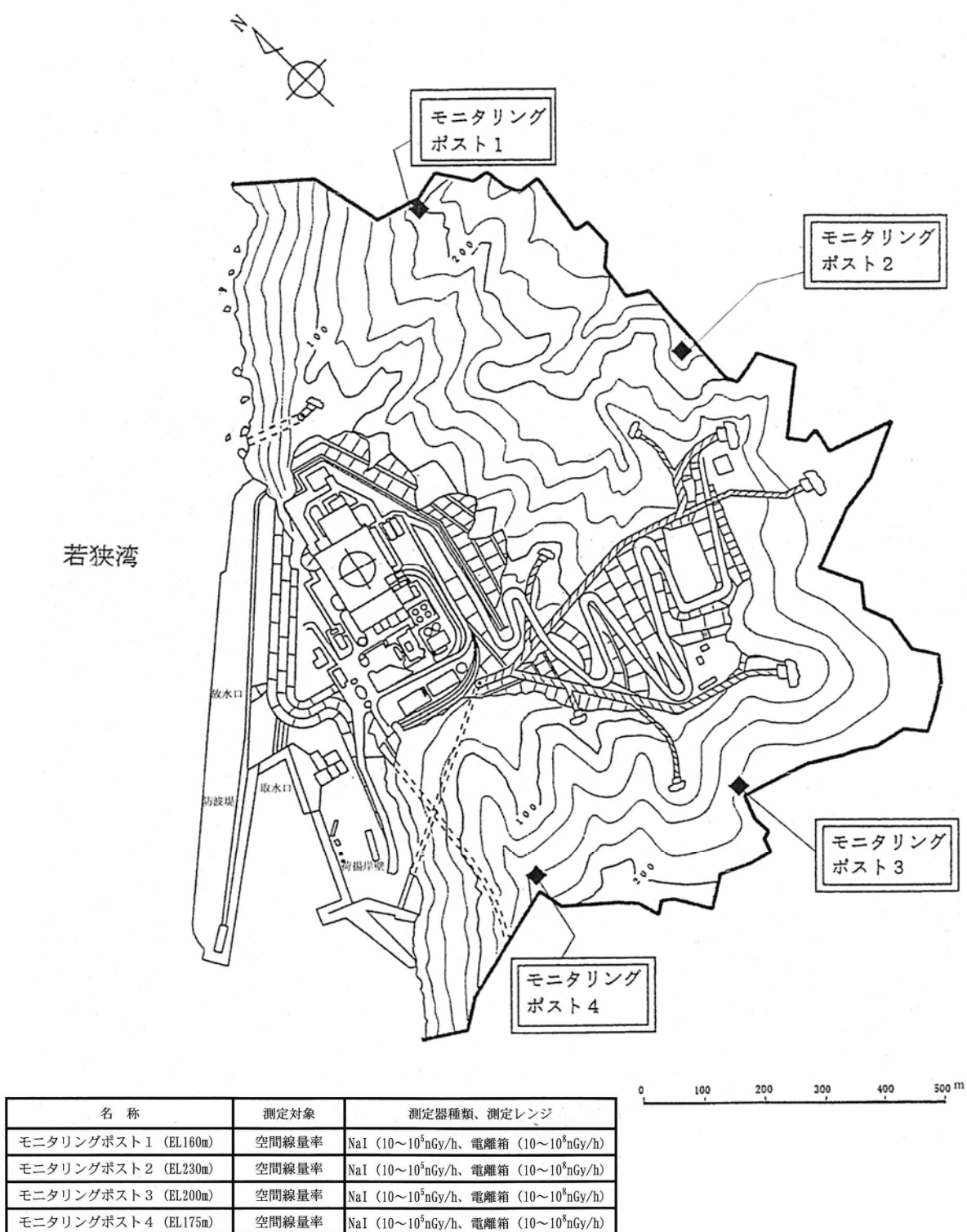
: 原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先

: 設置されている場合に連絡

→ : 電話

→ : FAX

別図 2-3-10 もんじゅ敷地境界付近の放射線測定設備



：原災法第 11 条第 1 項に基づく通報対象となる放射線測定設備

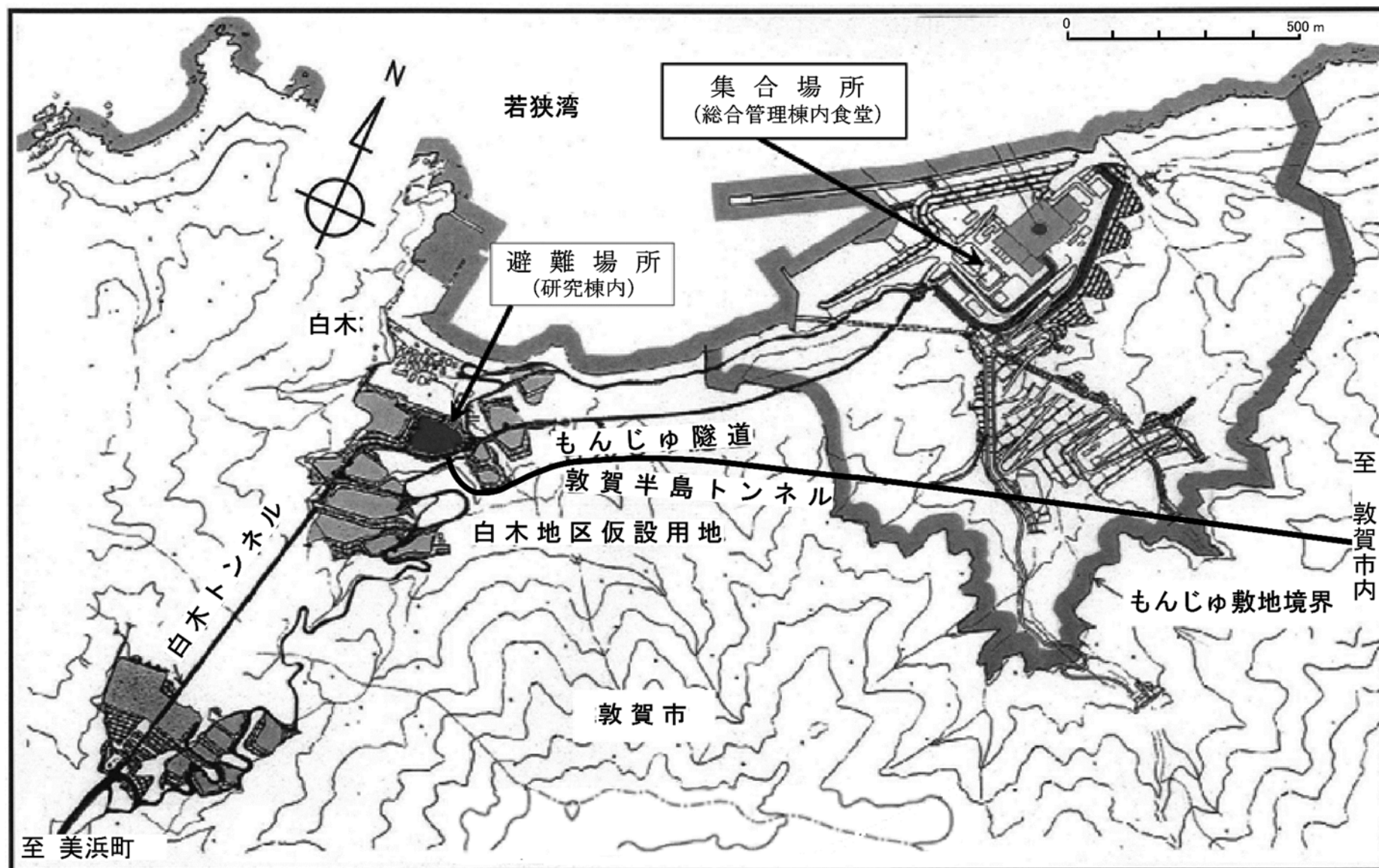


：もんじゅ敷地境界線

別図 2－3－1 1 電源機能喪失時等対応資機材配置

安全確保上の観点から公開
しないこととしています。

別図2-5-12 もんじゅの集合・避難場所

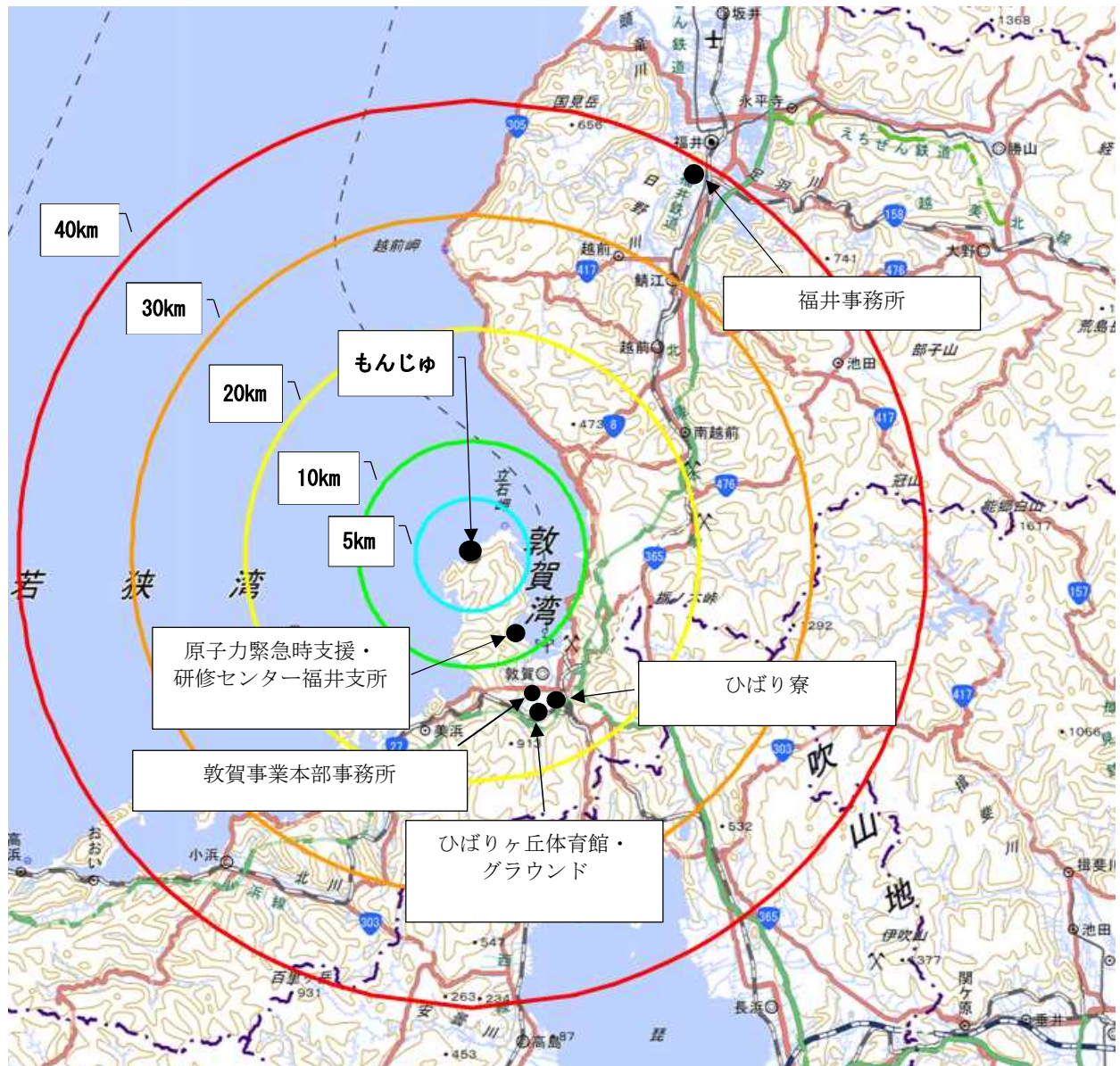


別図 2-5-13 もんじゅ施設内の緊急処置施設等

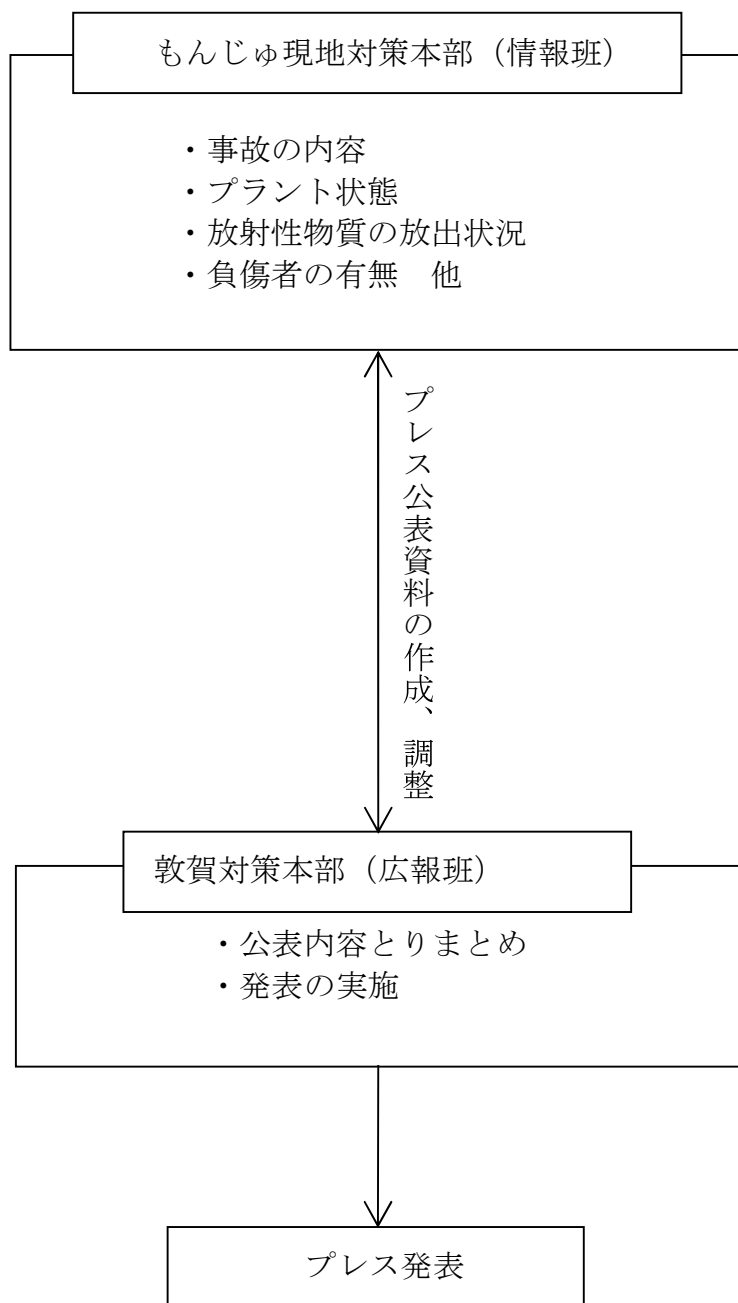


気象観測設備	風向風速計 (EL37m)
	風向風速計 (EL172m)

別図 2-5-14 もんじゅ支援拠点候補場所の位置



別図 3 - 2 - 1 5 公表内容の連絡経路



様式 1－5－1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所	
氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

樣式 2—1—2 原子力防災要員現況届出書

原子力防災要員現況届出書

年 月 日 原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者住所		
氏名		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式 2－1－3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所			
氏名 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害 対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称 及び場所			
区	分	選 任	解 任
正	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/
副	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		/

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄
を追加するものとする。

様式 2－3－4 放射線測定設備現況届出書

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

様式 2－3－5 原子力防災資機材現況届出書

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 届出者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気筒モニタ	台
	その他の固定式測定器	排水モニタ	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式 2 - 7 - 6 防災訓練実施結果報告様式

防災訓練実施結果報告書

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
報告者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 3 - 1 - 7 警戒事態該当事象発生連絡様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

原子力規制委員会 殿		年 月 日
警戒事態該当事象連絡		連絡者名 _____ 連絡先 _____
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻	(24 時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	☐ AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐ AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 ☐ AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ☐ ー オンサイト総括による警戒本部設置の判断 ☐ ー 原子力規制委員会委員長又は委員長代行者による警戒本部設置の判断
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり (最大値 : nGy/h→ nGy/h、No.)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 3 - 1 - 8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡様式

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

原子力規制委員会 殿 警戒事態該当事象発生後の経過連絡 連絡者名 _____ 連絡先 _____ 原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	
警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	(24 時間表示)
警戒事態該当事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応（注 3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3 - 1 - 9 特定事象発生通報様式（原子炉施設）

特定事象発生通報（原子炉施設）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

☐ 第 10 条事象発生☐ 第 15 条事象発生

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所			
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻		(24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<u>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</u> ☐ SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ ☐ SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 ☐ SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ☐ SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	<u>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</u> ☐ GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ☐ GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ☐ GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 ☐ GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ☐ GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生
		(注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	
		想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）
		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の状態 廃止措置中 排気筒モニタの指示値 確認中、変化なし、変化あり（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化なし、変化あり（最大値： nGy/h→ nGy/h、No. ）
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする

様式 3 - 1 - 1 0 特定事象発生通報様式（事業所外運搬）

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条通報

☐ 第 10 条事象発生

☐ 第 15 条事象発生

通報者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者の判断時刻		(24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 * ☐ XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * ☐ XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 * ☐ XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * ☐ XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 3-1-1 1 (1/2) 応急措置の概要報告様式 (原子炉施設)

応急措置の概要（原子炉施設）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

報告者名

先 絡 連

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3-1-11 (2/2) 応急措置の概要報告様式 (原子炉施設)

添付

応急措置の概要 (原子炉施設)

1. プラントの状況
廃止措置中

2. 放射性物質放出見通し (評価時刻: 月 日 時 分)

放出開始予測時刻	月 日 時 分頃
特記事項	

3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載) (評価時刻: 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ (地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h	Bq	
ヨウ素	Bq/h	Bq	
その他(核種:)	Bq/h	Bq	

4. モニタ・気象情報 (確認時刻: 月 日 時 分)

排気筒モニタ	格納容器(主排気筒)		cps cpm	補助建物		cps cpm
モニタポスト	名称	No.1	No.2	No.3	No.4	MS
	nGy/h					
気象情報	天候			風向		
	風速	m/s		大気安定度		

5. その他

--

様式3-1-12 (1/2) 応急措置の概要報告様式(事業所外運搬)

応急措置の概要（事業所外運搬）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	
特定事象の発生箇所 (注 1)	
特定事象の発生時刻 (注 1)	(24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	
発生事象と対応の概 要 (注 2)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注 3)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式 3-1-1 2 (2/2) 応急措置の概要報告様式 (事業所外運搬)

添付

応急措置の概要 (輸送容器状況)

1. 輸送容器状況		(確認時刻: 月 日 時 分)			
事故発生時の状況	輸送物		使用容器		
	出発地		到着予定地		
	輸送手段				
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・ 無・不明	爆発の有無	有・可能性有・ 無・不明	
	漏えいの有無	有・可能性有・ 無・不明			
	特記事項				

2. 放射線量状況		(確認時刻: 月 日 時 分)						
距離・場所								
μSv/h								

3. 放射性物質放出状況等 (放出、漏えい有りの場合に記載) (確認時刻: 月 日 時 分)			
放出, 漏えい 開始時刻	月 日 時 分頃	放出, 漏えい 停止時刻	月 日 時 分頃
放出, 漏えい 箇所			

4. その他

参考 1 原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表

EAL 区分	警戒事象（AL）			原災法第10条第1項に基づく特定事象（SE）		原災法第15条第1項に関する緊急事態事象（GE）	
	EALNo.	EAL略称		EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	0 1	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	0 2	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	0 3	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	0 4	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	0 5	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	0 6	—	—	SE06	施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ	GE06	施設内（原子炉外）での臨界事故
冷やす	2 6	AL26 [※]	全交流電源喪失のおそれ（旧基準炉）	SE26 [※]	全交流電源の5分間以上喪失（旧基準炉）	GE26 [※]	全交流電源の30分間以上喪失（旧基準炉）
	2 7	—	—	SE27 [※]	直流電源の部分喪失	GE27 [※]	全直流電源の5分間以上喪失
	3 0	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
その他脅威	5 1	AL51 [※]	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51 [※]	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	GE51 [※]	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	5 2	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
	5 3	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能喪失の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	5 5	—	（原子炉規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置を判断した場合）	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
その他	—	—	（所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合） 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
	—	—	（福井県津波予報区において大津波警報が発表された場合） 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
	—	—	（原子力規制庁より警戒本部設置の連絡を受けた場合） 【事業者からの連絡不要】	—	—	—	—
事業所外運搬	—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

：網掛けした項目は、電離放射線障害防止規則第7条の2第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象（緊急時被ばく250mSvが適用される事象）を示す

※：廃止措置段階において適用外とする。